

日アセアン包括的経済連携 (AJCEP) 協定について



Brunei



Myanmar



Japan



Cambodia



Philippines



Indonesia



Singapore



Laos



Thailand



Malaysia



Vietnam

2009年6月

目次

アセアンと日本についての基礎知識

- 1. アセアンの概要 … 3
- 2. 日アセアン間の経済概況 … 4
- 3. 東アジアにおける経済連携の動き … 5

AJCEP協定について

- 4. AJCEPのメリット … 7
- 5. アセアンとの二国間EPAとの関係 … 9
- 6. アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用 … 10
- 7. 発効、ステー징 … 11
- 8. AJCEP協定の名称と構成 … 12
- 9. 交渉経緯とその他の分野 … 13

物品貿易について

- 10. 物品貿易(総論) … 15
- 11. 物品貿易(補足・AJCEPモダリティ(=自由化方式)) … 16
- 12. 物品貿易(補足・CLMVとの貿易概況) … 17
- 13. 物品貿易(補足・アセアン6との貿易概況) … 18
- 14. 物品貿易(主要品目の自由化内容) … 19
- 15. 譲許表の読み方について … 20
- 16. アセアン各国譲許表 早理解① … 21
- 17. アセアン各国譲許表 早理解② … 22
- 18. 原産地規則について … 25
- 19. 問い合わせ先・ホームページ … 59

日本とアセアンの基礎情報

1. アセアンの概要

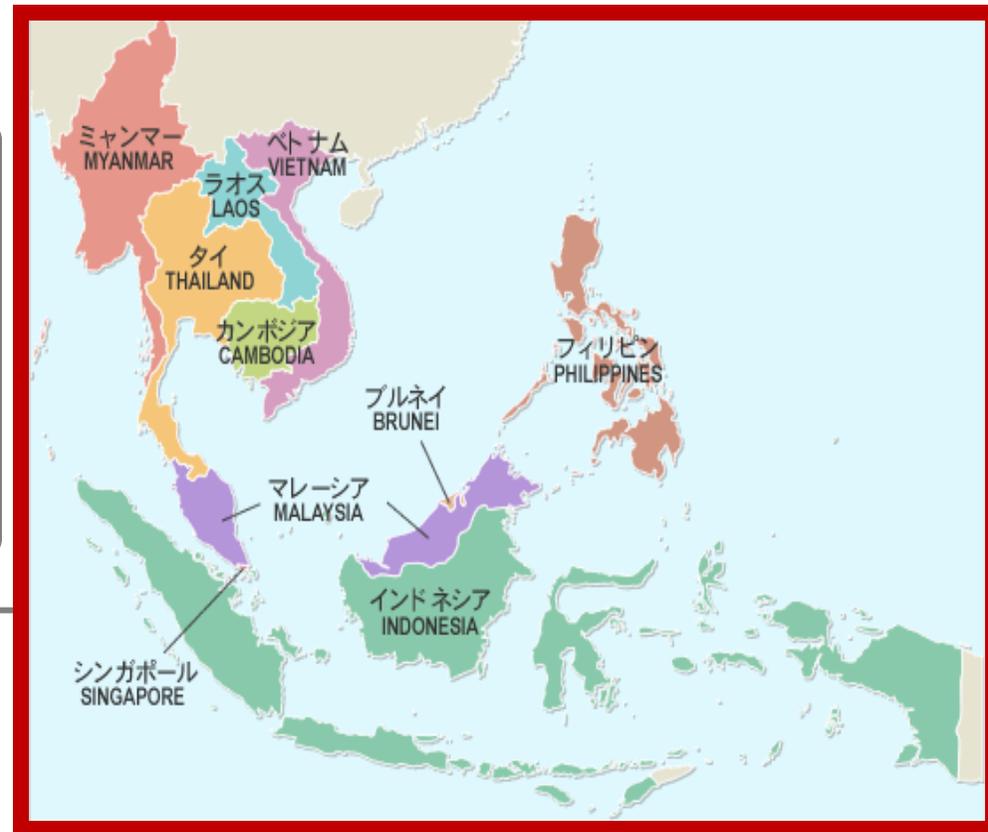
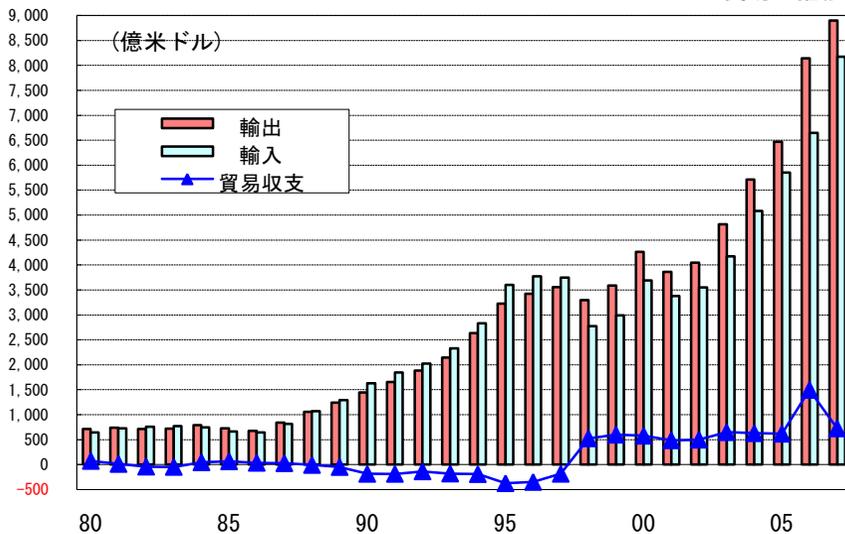
基礎データ

加盟国: **ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム** 計10カ国

面積: 約448万平方キロメートル (日本の約12倍)
人口: 約5億6,311万人(2007年) (日本の約4.4倍)
GDP: 約1兆2,729億ドル(2007年) (日本の29.1%)
一人当たりGDP: 約2,260ドル(2007年) (日本の6.6%)
貿易(輸出+輸入): 約1兆7,070億円(2007年) (日本の127.8%)

アセアンの貿易

アセアン貿易の推移



- ・年々増加。特に07年の貿易額は前年に比べて大きく増加(対前年比約16%増加)。
- ・アセアンにとって日本は中国、EUに次ぐ**第3位**の貿易相手。日本にとってアセアンは中国、米国につぐ**第3位**の貿易相手。(2007年)

出所) 外務省HP, アセアンセンターHP

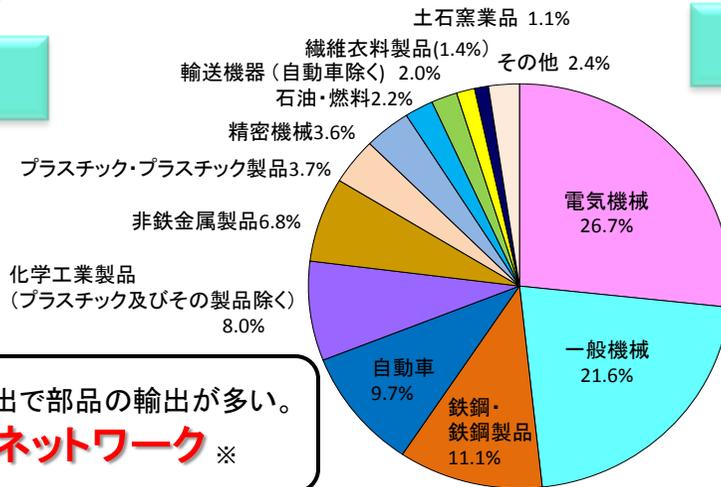
アセアンのFTA (括弧内は発効年)

アセアン(AFTA)(1992年)、中国アセアン(2005年)、韓国アセアン(2007年) (印アセアン(大筋合意)、豪NZアセアン(署名済))

2.日アセアン間の経済概況

貿易の概況

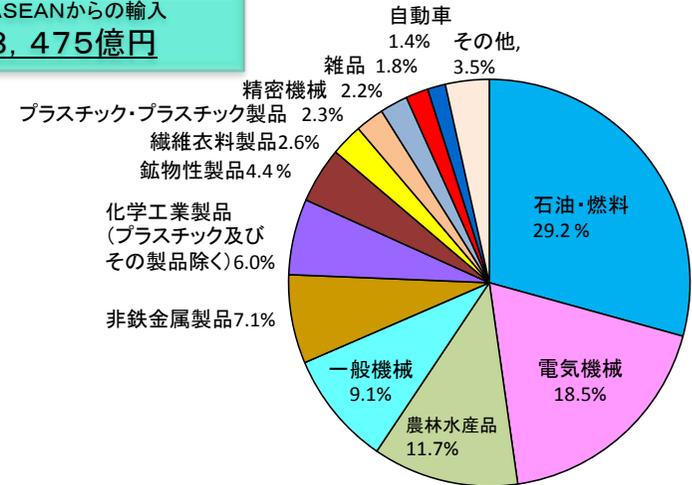
日本のASEANへの輸出
9兆6,454億円



日本企業の生産拠点の進出で部品の輸出が多い。
一体化した生産ネットワーク ※

※例えば、タイ向け自動車及び自動車部品の輸出のうち、77%以上は、自動車部品。

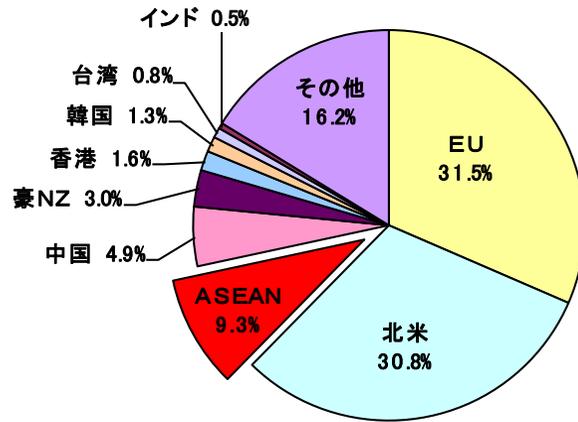
日本のASEANからの輸入
9兆8,475億円



出所) 日本貿易統計2007

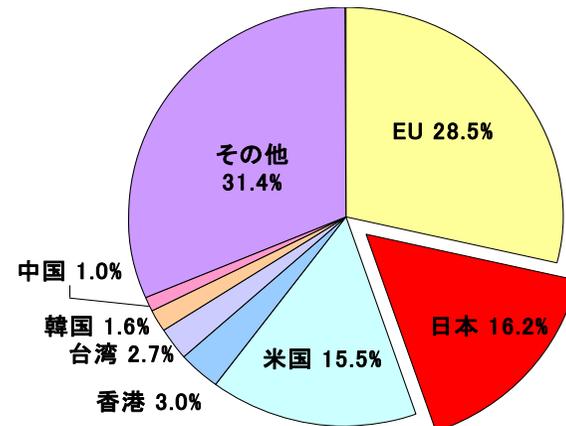
投資の概況

日本から見たアセアン→**東アジア最大の投資先**



日本からの対外直接投資
対外直接投資累計: 51兆6,512億円
対アセアン 4兆8,032億円
(1995-2004年度累計)

アセアンから見た日本→**中韓に比較し多額の投資蓄積**



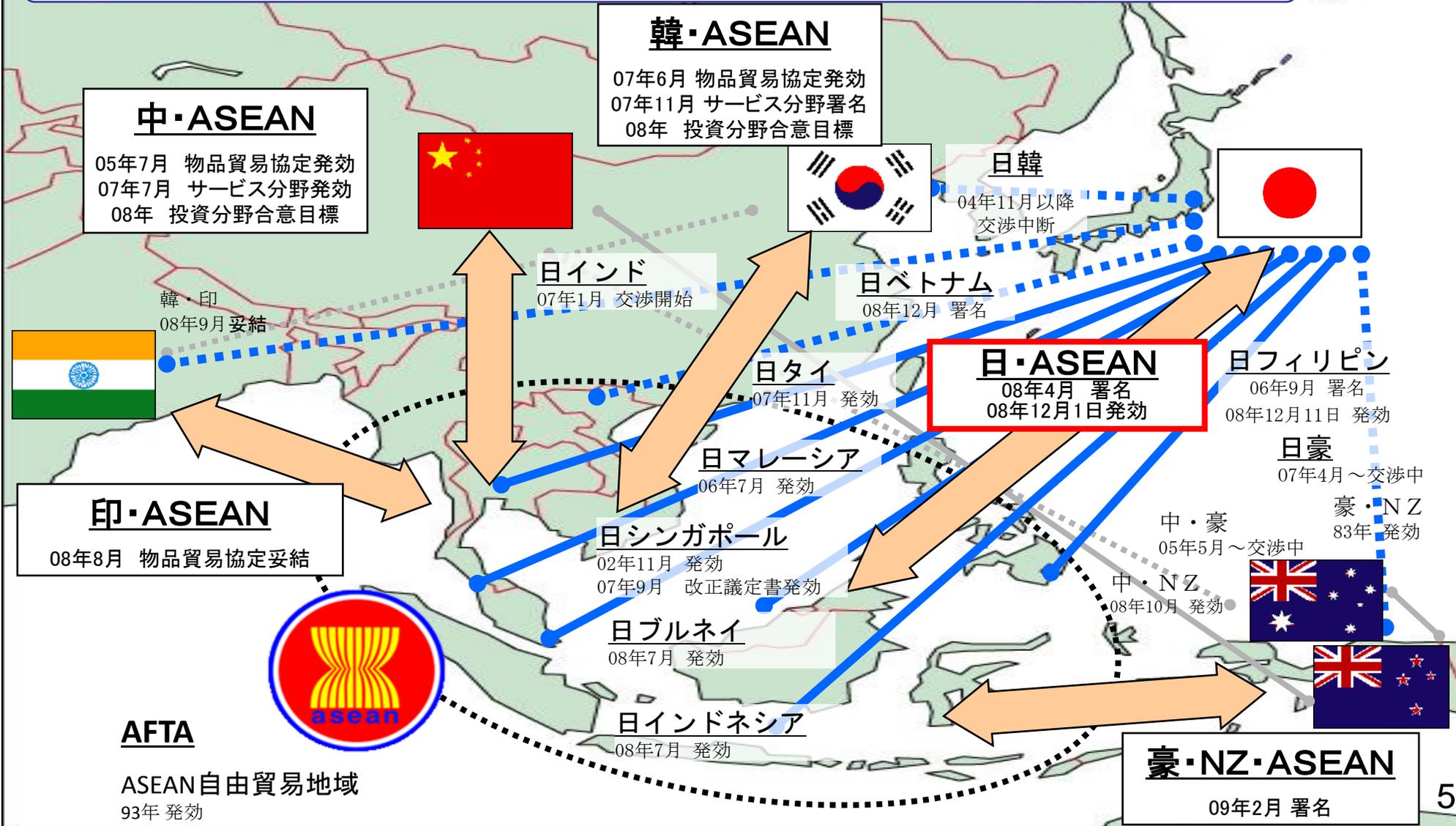
アセアン域外からの
対アセアン直接投資
域外国投資累計: 2,922億^{ドル}
日本投資累計: 497億^{ドル}
(1995-2005年累計)

3. 東アジアにおける経済連携の動き

 二国間協定
 地域協定

東アジアにおいて、各国が経済連携の動きを活発化している。

(参考) ASEAN10か国に日中韓、インド、豪州及びニュージーランドを加えると、世界人口の半分(31.5億人)と世界のGDPの4分の1(約9.5兆ドル)を占める。(2005年)



AJCEP協定について

4. AJCEP協定のメリット

1. アセアン10カ国とのEPA

…CLM(V※)と初のEPA

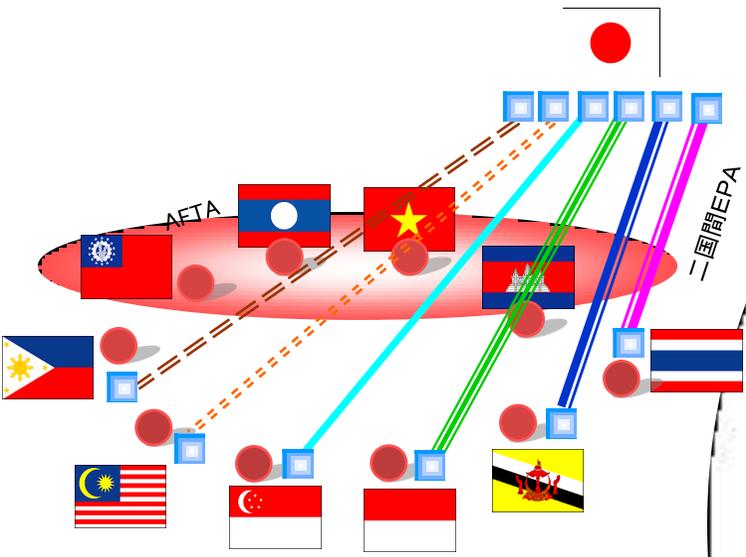
2. アセアン各国との二国間EPAに加え、

増える選択肢

3. 日アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用

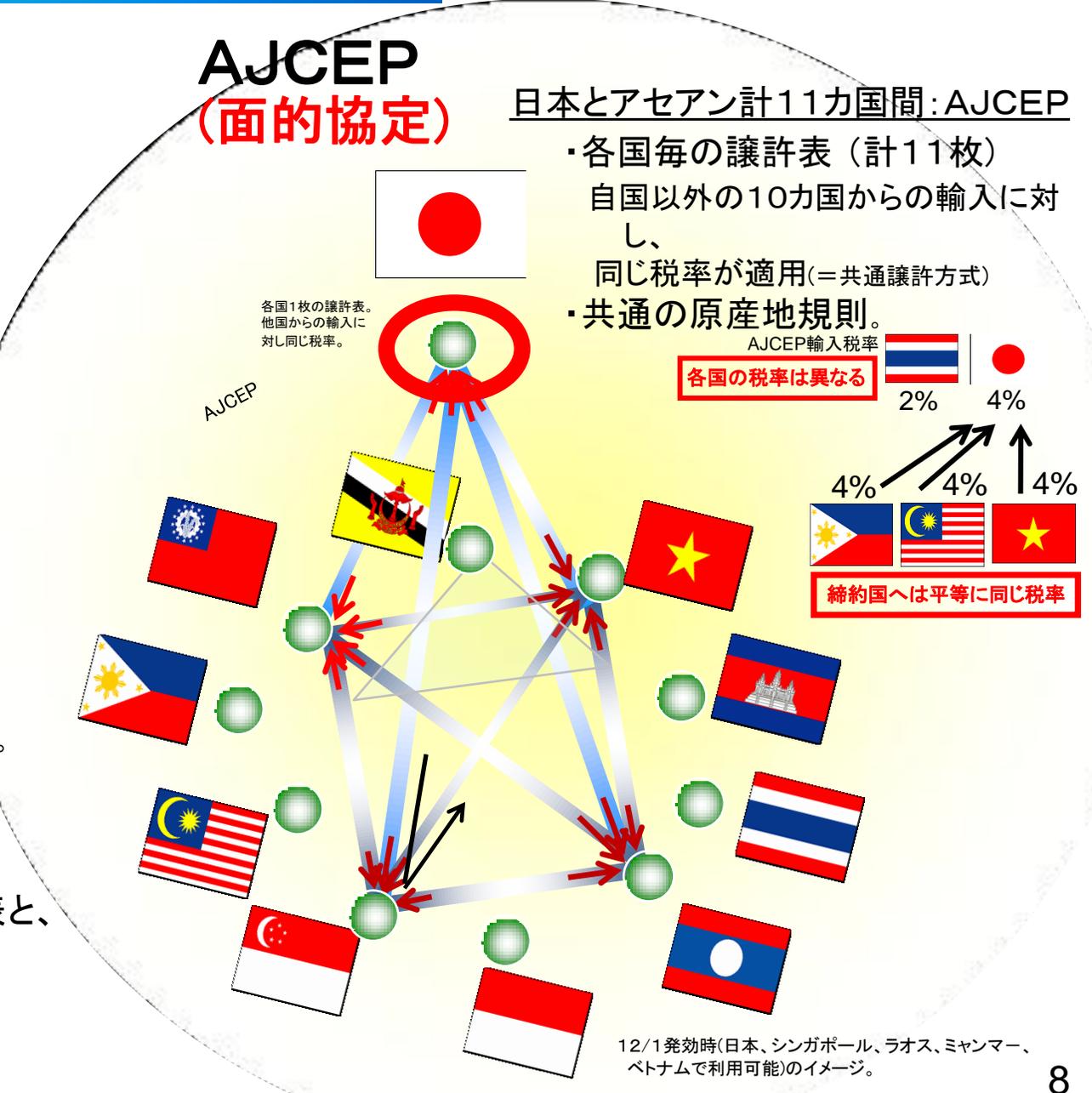
(参考) AFTA・二国間EPA・AJCEP

AFTAと二国間EPA



- ・アセアン間:AFTA ●
アセアン各国毎の自由化リスト(計10枚)
自国以外の9カ国からの輸入に対し、同じ税率が適用。
共通の原産地規則。
- ・日アセアン各国間:二国間EPA ◻
日本は各協定によって違う内容の譲許表と、
原産地規則。

AJCEP (面的協定)



日本とアセアン計11カ国間:AJCEP

- ・各国毎の譲許表 (計11枚)
自国以外の10カ国からの輸入に対し、
同じ税率が適用(=共通譲許方式)
- ・共通の原産地規則。

AJCEP輸入税率

各国の税率は異なる

ASEAN 10 countries	2%	4%
Japan	4%	4%

締約国へは平等に同じ税率

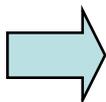
各国1枚の譲許表。
他国からの輸入に
対し同じ税率。

12/1発効時(日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、
ベトナムで利用可能)のイメージ。

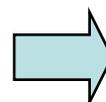
5. アセアンとの二国間EPAとの関係

○ アセアン各国との二国間EPAとは全く別個の協定 ……新たな選択肢

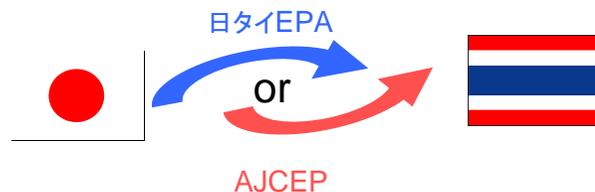
アセアンと各国との二国間EPAと本協定とは、法的な優先関係が存在しない 全く別個の協定



AJCEPと二国間EPAの両方が利用可能である国と日本との貿易では、産品がそれぞれの協定に基づく原産品と認められる場合、それぞれの協定に基づく特惠税率が適用可能



AJCEPと二国間EPAのどちらの関税上の特惠が適用できるかは、原則、輸入者がどちらか協定の規定に基づく原産地証明書を添付して輸入国税関に輸入申告するかによる。



日本からの輸出の際はAJCEPと二国間EPAの条件（原産地規則、特惠税率等）を比較し、より良い方を利用してください。

アセアン各国との二国間EPA

シンガポール (※)	利用可能 (02年11月発効済)	ブルネイ	利用可能 (08年7月発効済)
マレーシア	利用可能 (06年7月発効済)	インドネシア	利用可能 (08年7月発効済)
タイ	利用可能 (07年11月発効済)	ベトナム	今後、利用可能に (08年12月25日署名)
フィリピン	利用可能 (08年12月11日発効済)		

※ シンガポールとのEPAに関しては、2007年9月2日に改正議定書が発効。

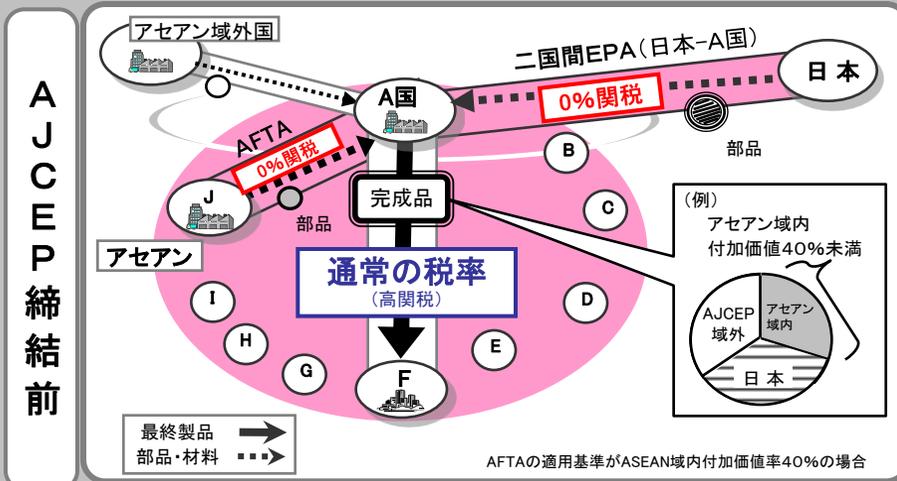
6. 日アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用

原産地規則における累積規定(※)が日本及びアセアン域内(注:締約国のみ)で適用されることにより、日アセアン域内での特惠の利用可能性が広がる。

例えば、日本からの部品を用いてアセアン域内で加工した製品を、アセアン域内へ輸出する場合、これまでAFTAの原産地規則を満たせず、AFTAを利用できないケースもあったがAJCEPの特惠を利用できる可能性を提供する。

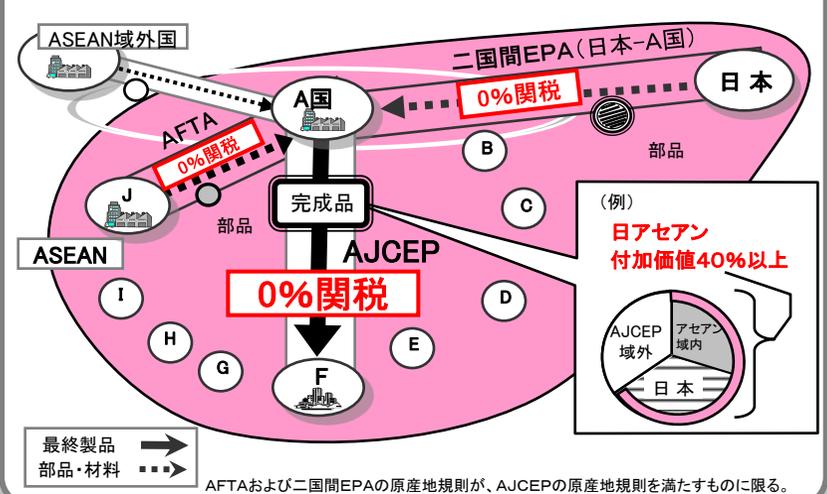
日アセアン包括的経済連携(AJCEP)の活用例

(日アセアン生産ネットワークにおける関税撤廃メリット)



日本で生産した部品を用いてアセアン域内で製品に加工し、同域内に供給する生産ネットワークにおける関税撤廃を実現

AJCEP 締結後



※ 第29条。例えば、日本企業が本協定上の日本原産の部品を用いて、ある産品をタイで生産し、本協定の下でタイからマレーシアに輸出する場合に、当該日本原産の部品がタイの原産の部品とみなされるというルール。

7. 発効、ステー징

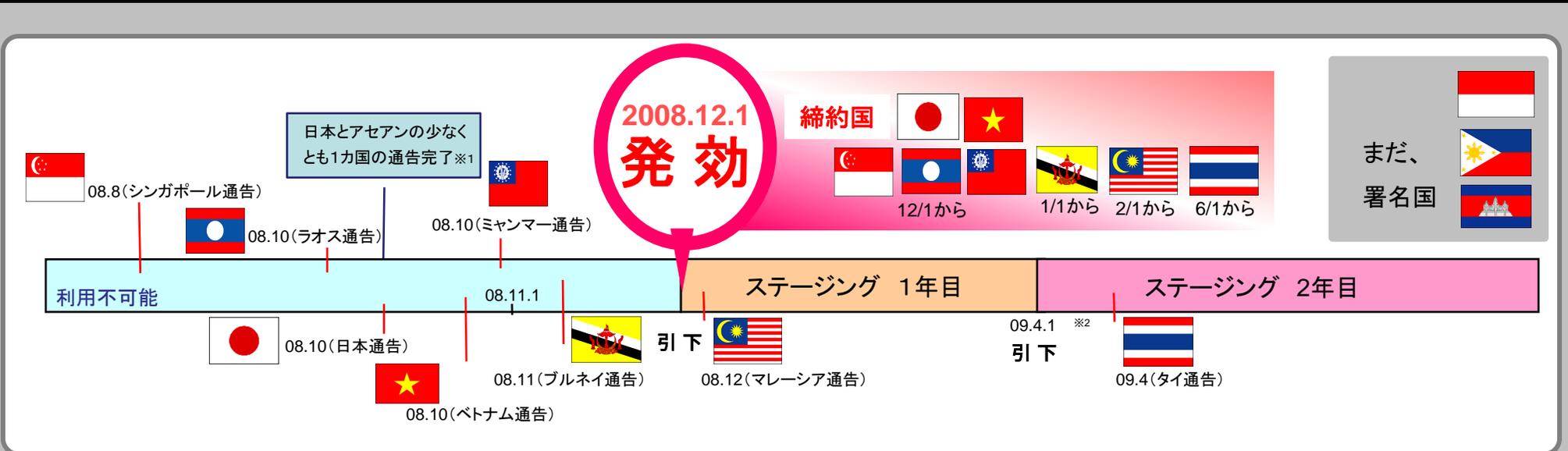
！ 現在(09年6月時点)利用できるのは、日本をいれて8カ国です。

○ 発効(第79条)、署名国から締約国へ(第1条)

- ・協定の効力が及ぶのは「締約国」のみ。通告を終え、効力を生じた国が「署名国」から「締約国」になる。
- ・日本の通告完了(08年10月22日)により、**08年12月1日のAJCEP発効が確定。**
10月末までに通告を行った**日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー**が**08年12月1日から**(※1)、その後11月中に通告を行った**ブルネイ**が**09年1月1日から、マレーシア**が**2月1日から、タイ**が**6月1日から「締約国」となり、AJCEPが利用可能に。**
- ・その他の国は、通告を行った月の後2番目の月の1日から利用可能となる(09年6月現在、インドネシア、フィリピン、カンボジアが未発効)。

○ ステージングの考え方(第79条 2)

- ・08年12月1日の発効により、**AJCEP協定の基準年は08年**に。
- ・12月1日以降に通告、効力を生じた国への輸出については、その時点での関税率が適用される。
(例えば、タイについては、発効と同時に2年目の関税率が適用されることとなる。)



※1 協定第79条。日本及びアセアン側の少なくとも1カ国が国内手続が完了した旨を他の政府に通告した月の後2番目の月の1日にこれらの通告を終えた当該各国の間で発効。

※2 インドネシア、マレーシア、カンボジアは毎年1月1日に削減する。詳細は「14. アセアン各国の譲許表早理解」へ。

8. AJCEP協定の名称と構成

! AJCEPに基づく貿易の場合には、アセアン間の貿易もAJCEP譲許表を利用します。AJCEPは各国1つ譲許表を持ちます(計11の譲許表)アセアン各国の譲許表は英語のみの公開です。

○ 正式名称

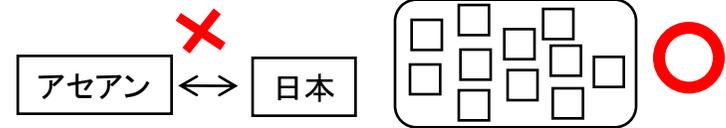
「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」

Agreement on Comprehensive Economic Partnership among Japan and Member States of the Association of Southeast Asian Nations

○ 締結主体

日本およびアセアン構成国の計11カ国。

→日本とアセアン間のみではなく、アセアン構成国間を含め、**11カ国全ての締約国の間の法的関係を規定。**



(英語の正文の総ページ数:約3600ページ)

○ 協定の構成

第1章 総則	第9章 紛争解決
第2章 物品の貿易	第10章 最終規定
第3章 原産地規則	附属書1 関税の撤廃又は引き下げに関する表 (譲許表)
第4章 衛生植物検疫措置	附属書2 品目別規則
第5章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続き	附属書3 情報技術製品
第6章 サービスの貿易	附属書4 運用上の証明手続き
第7章 投資	附属書5 経済的協力のための事業計画
第8章 経済協力	特に物品の貿易に関係するところ。

各締約国が、単一の譲許表を他の締約国に等しく適用する共通譲許方式
⇒ 各国ごとに1つずつ(合計11)の譲許表(HS2002年版に基づく)を作成

第一部	一般的注釈	第七部	第一節 ミャンマーの表についての注釈 第二節 ミャンマーの表
第二部	第一節 ブルネイの表についての注釈 第二節 ブルネイの表	第八部	第一節 フィリピンの表についての注釈 第二節 フィリピンの表
第三部	第一節 カンボジアの表についての注釈 第二節 カンボジアの表	第九部	シンガポールの表
第四部	第一節 インドネシアの表についての注釈 第二節 インドネシアの表	第十部	第一節 タイの表についての注釈 第二節 タイの表
第五部	第一節 ラオスの表についての注釈 第二節 ラオスの表	第十一部	第一節 ベトナムの表についての注釈 第二節 ベトナムの表
第六部	第一節 マレーシアの表についての注釈 第二節 マレーシアの表	第十二部	第一節 日本国の表についての注釈 第二節 日本国の表

協定は、当省、外務省のサイトから確認できます。アセアン各国の譲許表(附属書1)は英文の条文にのみ記載されています。

【経済産業省・日アセアン包括的経済連携(AJCEP)】 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html

【外務省・AJCEP Agreement】 <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.html>

9.交渉経緯とその他の分野

○ 交渉経緯

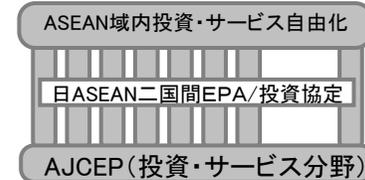
- 2002年1月、小泉総理(当時)演説(於シンガポール)にて「日アセアン包括的経済連携構想」を提唱。
- 2003年10月、日アセアン包括的連携協定の枠組みを採択。
- 2005年4月、日アセアン包括的連携協定の交渉開始。
- 2007年5月、物品貿易自由化の方式(モダリティ)に、原則、意見が一致。
- 2007年8月、大筋合意。
- 2007年11月、交渉妥結。
- 2008年3月～4月にかけて、11カ国による持ち回りで署名。
- 2008年10月、日本の通告完了
- 2008年12月1日、協定発効。利用可能なのは、日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー。

2009年1月1日ブルネイと、2月1日マレーシアと、6月1日タイとの間でも利用可能に。

○ その他の分野

投資・サービス

一既に二国間枠組みでの取組みが存在し、一定の自由化が確保されている。AJCEP協定では、将来的な地域レベルの自由化に向けた基盤を構築。具体的には、サービス貿易、並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉を規定。



経済協力

一知的財産分野や農林水産分野(違法伐採対策を含む)における協力、CLMV向け支援等を含め、アセアン地域内の開発格差の是正やアセアン統合に資するような協力を実施予定。

物品貿易について

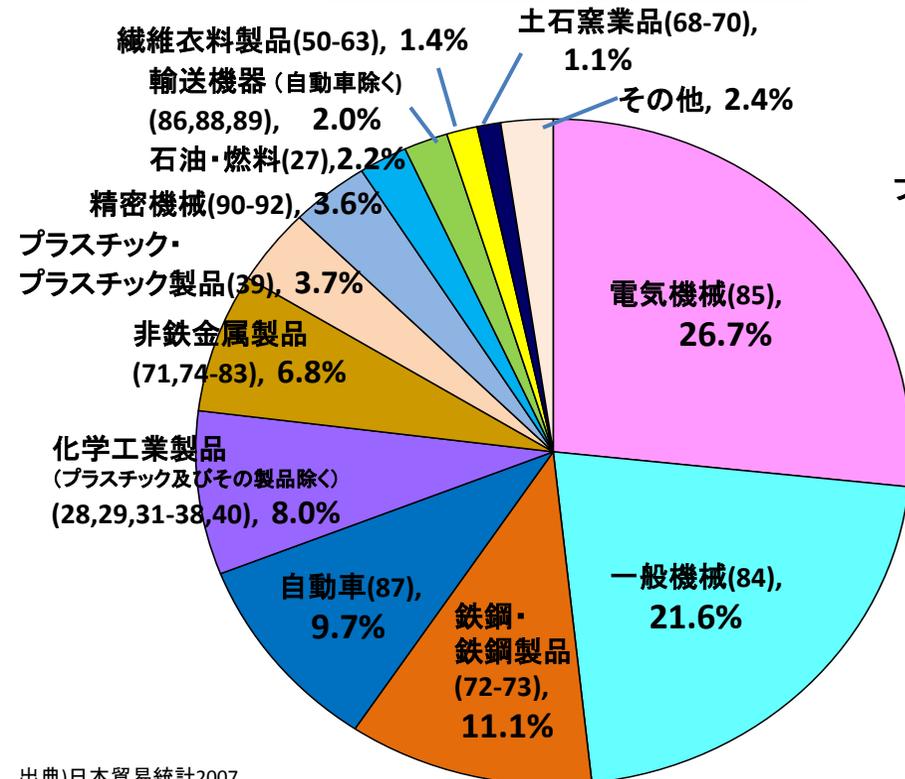
10.物品貿易(総論)

○ 自由化概要

ASEAN側	日本からの輸入総額の約91%が発効後10年以内に無税化。
日本側	ASEANからの輸入総額の約93%が発効後10年以内に無税化。

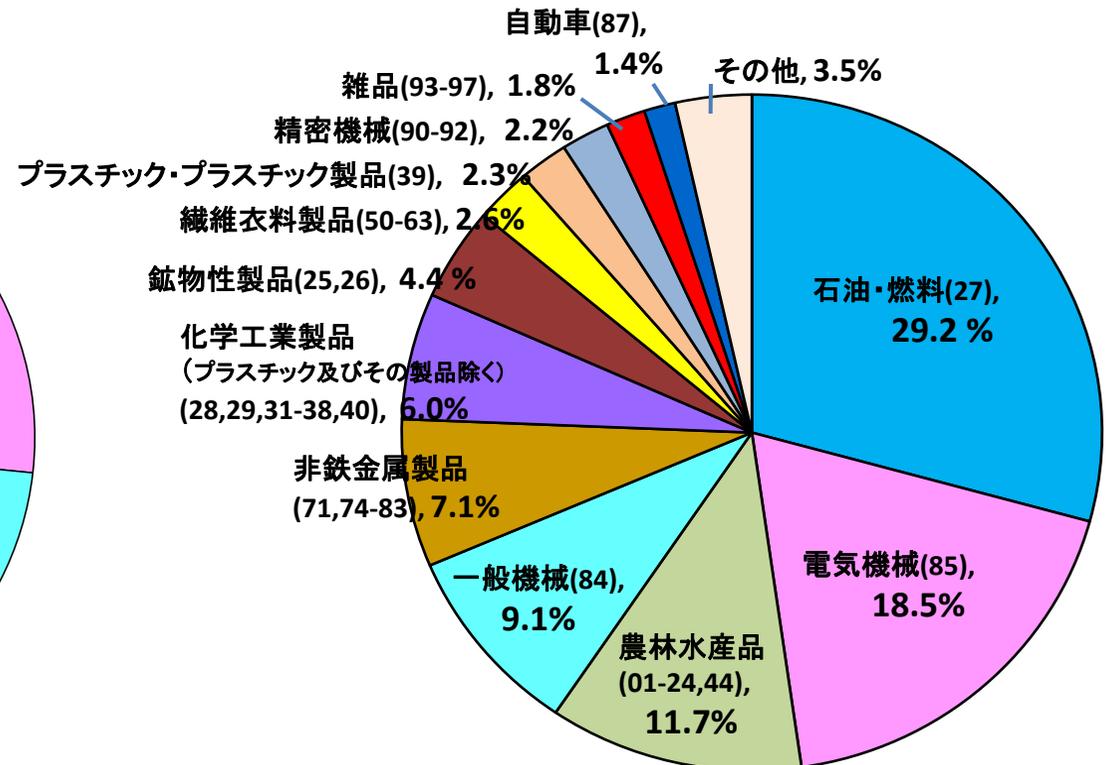
日本のアセアンへの輸出

9兆6,454億円



日本のアセアンからの輸入

9兆8,475億円



11. 物品貿易 (補足・AJCEPモダリティ (= 自由化方式))

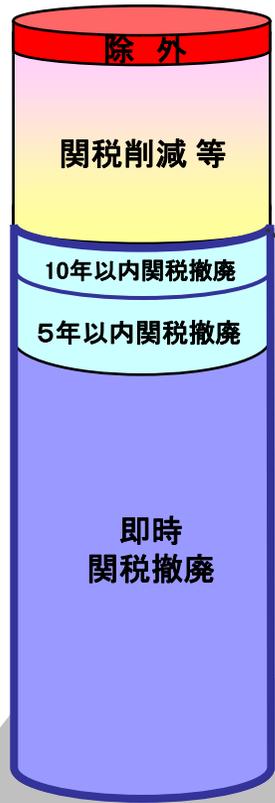
・以下のモダリティに沿って各国が譲許表を作成。ちなみに、アセアンとの二国間EPAの方が概して高い自由化を達成。

日アセアン包括的経済連携 物品貿易 モダリティ 概要

<日本側自由化>



{ 貿易額 } { 品目数 }
{ 基準 } { 基準 }



アセアン6[※]



<アセアン側自由化>

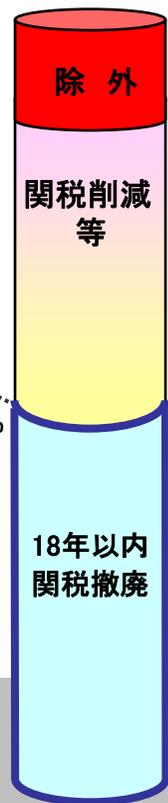
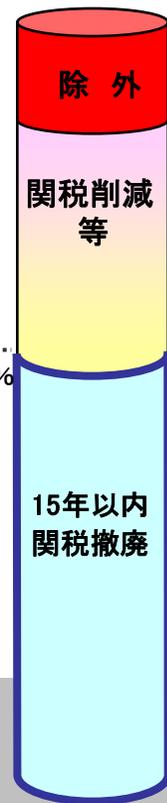
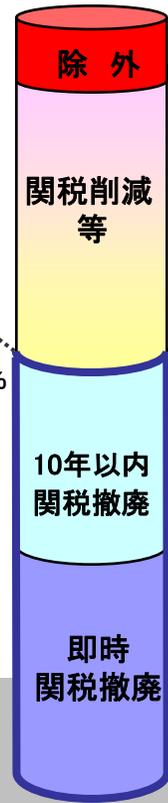
ベトナム

CLM

(カンボジア・ラオス・ミャンマー)

{ 貿易額 } { 品目数 }
{ 基準 } { 基準 }

{ 品目数 }
{ 基準 }



日アセアンCEP

※ アセアン6: ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ



日本からの輸出の際はAJCEPと二国間EPAの条件(原産地規則、特惠税率等)を比較し、より良い方を利用してください。

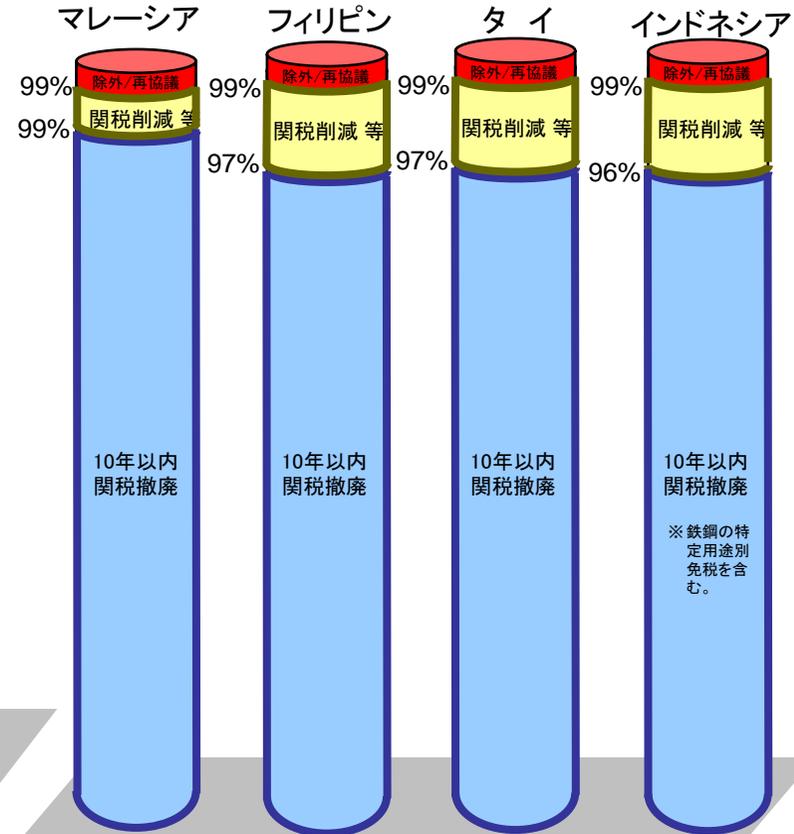
アセアンとの二国間EPA

ブルネイ: 99.4%

シンガポール: 100%

<アセアン側自由化>

(数値: 貿易額基準)



二国間EPA

※ 鉄鋼の特定用途別免税を含む。

12. 物品貿易 (補足・CLMV※との貿易概況)

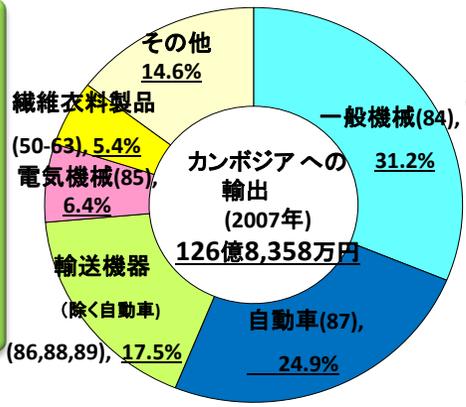
※カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム。

- CLMと初のEPA → 各国とも、品目数の85%以上を2026年までに無税化。
- ベトナムとは二国間EPA (日越EPA (署名済) に先んじて、12/1から利用可能に。

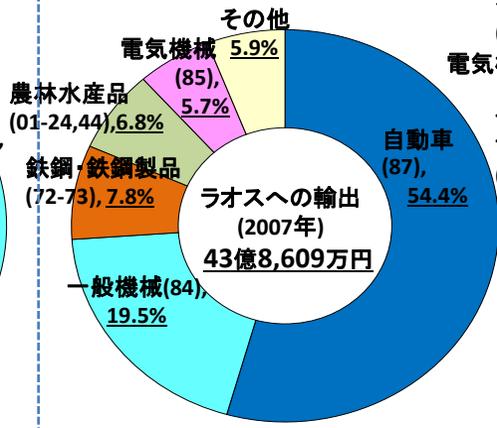
日本からの輸出

日本の輸入

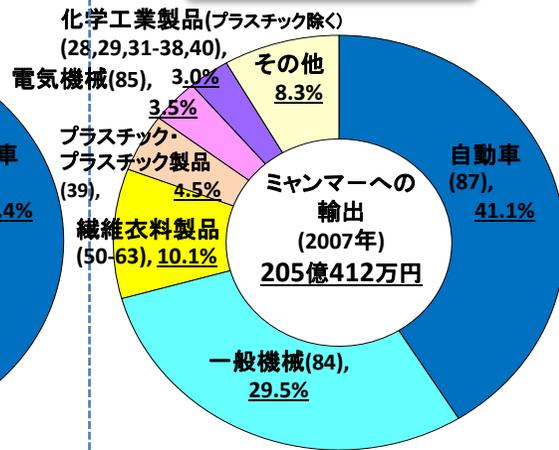
カンボジア



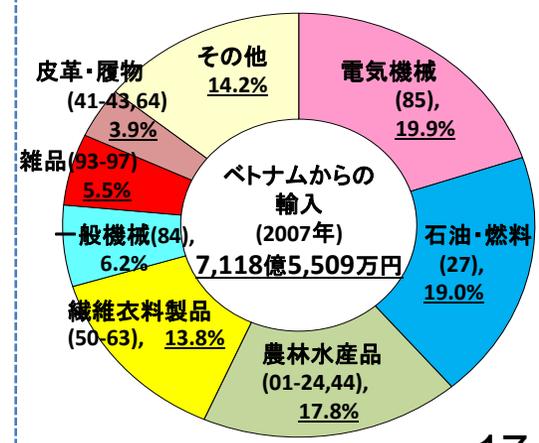
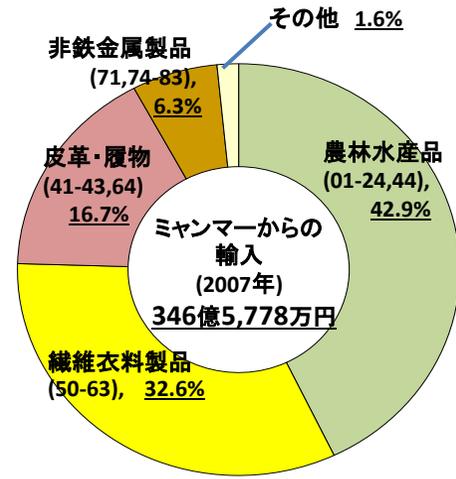
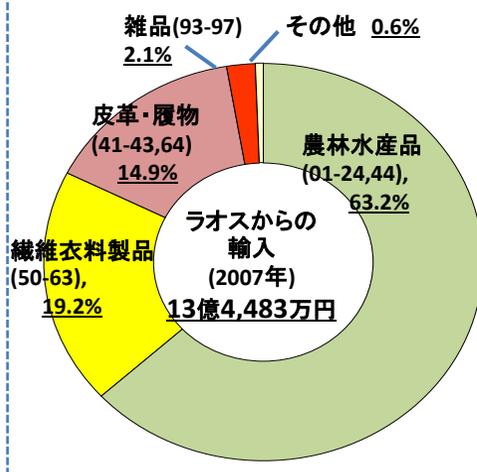
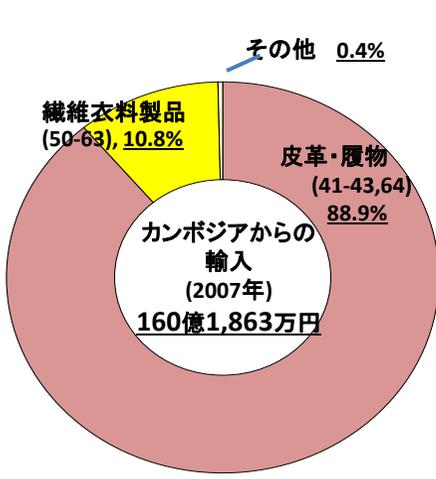
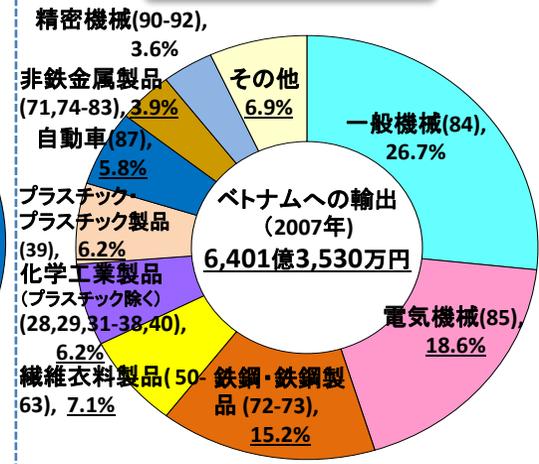
ラオス



ミャンマー



ベトナム

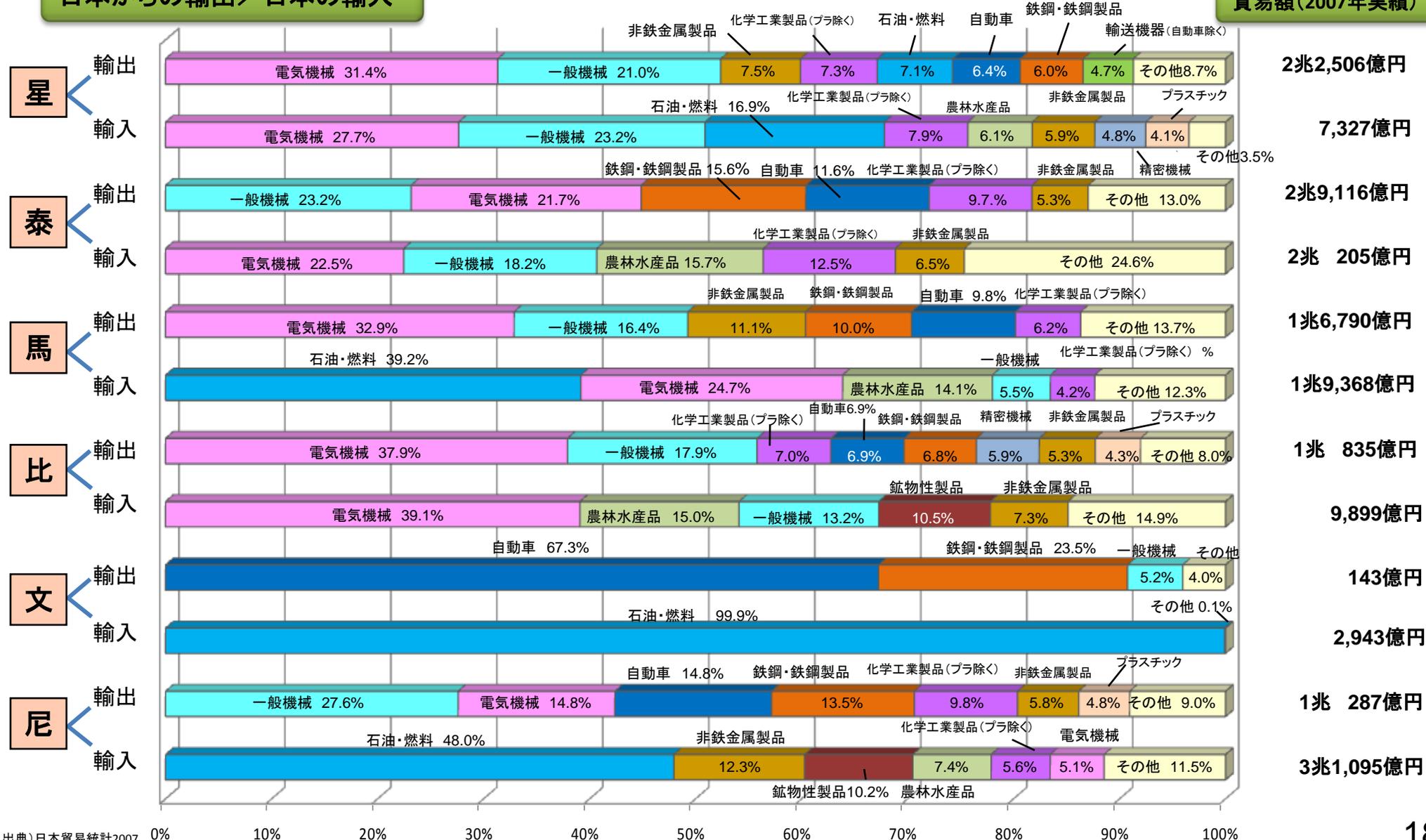


13. 物品貿易(補足・アセアン6※との貿易概況)

※シンガポール(星)、タイ(泰)、マレーシア(馬)、フィリピン(比)、ブルネイ(文)、インドネシア(尼)

日本からの輸出／日本の輸入

貿易額(2007年実績)



14. 物品貿易(主要品目の自由化内容)

品目については、あくまで一例であって、アセアン各国との間で近年貿易実績があるものを選定。

品目名(例)		AJCEPにおける自由化内容	
鉱工業品	薄型テレビ フラットパネル	「薄型テレビ」はアセアン7ヶ国(星、泰、馬、比、尼、越、M)で関税撤廃、その基幹部分である「フラットパネル」はアセアン8ヶ国(星、泰、馬、比、尼、越、L、M)で関税撤廃を約束。	
	乗用車 自動車部品	「乗用車」はアセアン3ヶ国(星、馬、文)で関税撤廃、「自動車部品」については、4ヶ国(星、馬、尼、M)で関税撤廃を約束。	
	エアコン エアコン部品	「エアコン」はアセアン6ヶ国(星、泰、比、尼、越、L)で関税撤廃、その「部品」についてはアセアン9ヶ国(星、泰、馬、比、文、尼、越、L、M)で関税撤廃を約束。	
	家庭用冷蔵庫 冷蔵庫部品	「冷蔵庫(家庭用)」は、アセアン7ヶ国(星、泰、馬、比、尼、越、L、M)で関税撤廃、その「部品」は9ヶ国(星、泰、馬、比、文、尼、越、L、M)で関税撤廃を約束。	
	重機	ブルドーザー、アングルドーザー 関連部品	「ブルドーザー、アングルドーザー」は、アセアン8ヶ国(星、泰、比、文、尼、越、L、M)で関税撤廃、その「部品」は7ヶ国(星、泰、比、尼、越、L、M)で関税撤廃を約束。
		クレーン クレーン部品	
	合成繊維製	縫糸	アセアン10ヶ国において関税撤廃を約束。
		シャツ	
		ジャケット	
	綿製	シャツ	
		ズボン	
	半導体デバイス(ダイオード、トランジスター) 半導体デバイス部品	「半導体デバイス(ダイオード、トランジスター)」及びその「部品」はアセアン9ヶ国(星、泰、馬、比、文、尼、越、L、M)で関税撤廃を約束。	
	医療用機器(心電計、超音波診断装置)	「医療用機器(心電計、超音波型診断装置)」はアセアン9ヶ国(星、泰、馬、比、尼、越、C、L、M)で関税撤廃を約束。	
	ガス積算用計器 関連部品	「ガス積算用計器」及びその「部品」はアセアン10ヶ国において関税撤廃を約束。	
農林水産品	冷凍かつお	「冷凍かつお」はアセアン9ヶ国(星、泰、馬、比、文、尼、越、C、M)で関税撤廃を約束。	
	リンゴ(生鮮のもの)	「りんご(生鮮)」はアセアン9ヶ国(星、泰、馬、比、文、尼、越、C、M)で関税撤廃を約束。	
	酵母	「酵母」はアセアン10ヶ国において関税撤廃を約束。	
	木材(針葉樹で、平削り・丸はぎしたもの)	「木材(針葉樹で平削り・丸はぎしたもの)」はアセアン10ヶ国において関税撤廃を約束。	

15. 譲許表の読み方について

譲許表とは個別品目の関税撤廃・削減の方法及びスケジュールについて規定された表のこと。協定の**附属書1 (Annex1)**に記載。EPAを利用する際、輸出品目の取り扱いにつき本表で確認する。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Notes
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3	2
7014.00.90	- Other:			
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons for aerodromes	3%	A	
7014.00.90.90	-- Other	5%	B3	

Column1 → 品目コード

Column2 → 品目名

Column3 → 基準税率
関税が毎年均等に引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。

Column4 → 区分
関税の引下げ・撤廃の区分(方式)を記号で表示。

Column5 → 注釈
「4.区分」の記号が示す内容の注釈(補足)を数字で表示。

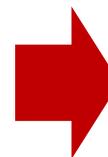
AJCEP協定の日本とアセアン11カ国の譲許表(条文、附属書1)は当省のサイトから確認できます。
アセアン各国の譲許表は、**英語のみの掲載(英文条文のみに添付)**です。

経済産業省・日アセアン包括的経済連携(AJCEP)

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/2/2-torikumi3-asean.html

→ 協定本文の「英文」

→ 「Annex1: Schedules for the Elimination...」をクリック



AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG JAPAN AND MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS

*Completion of the Signing of the ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement (Joint Press Release) (April 2008)

AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG JAPAN AND MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS [PDF]

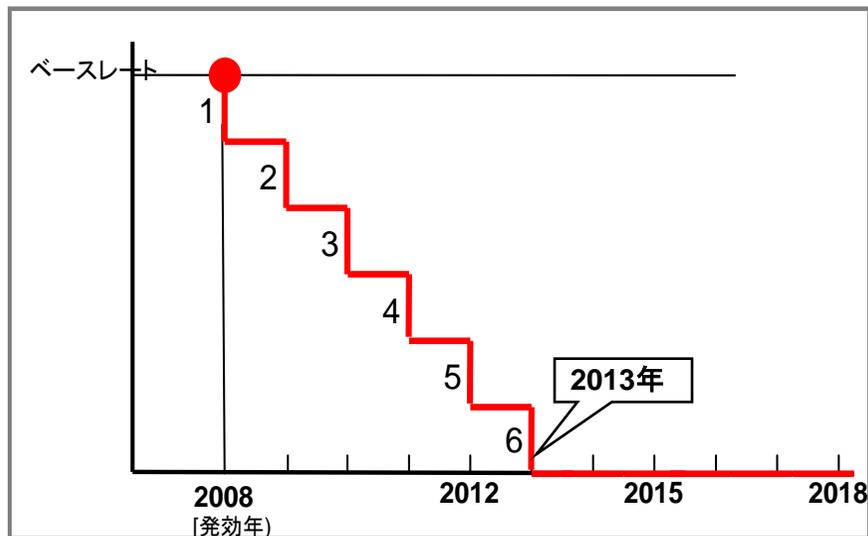
- Annex 1: Schedules for the Elimination on Reduction of Customs Duties [PDF]
- Annex 2: Product Specific Rules [PDF]
- Annex 3: Information Technology Products [PDF]
- Annex 4: Operational Certification Procedures [PDF]
- Annex 5: Work Programmes for Economic Cooperation [PDF]

16. アセアン各国譲許表 早理解①

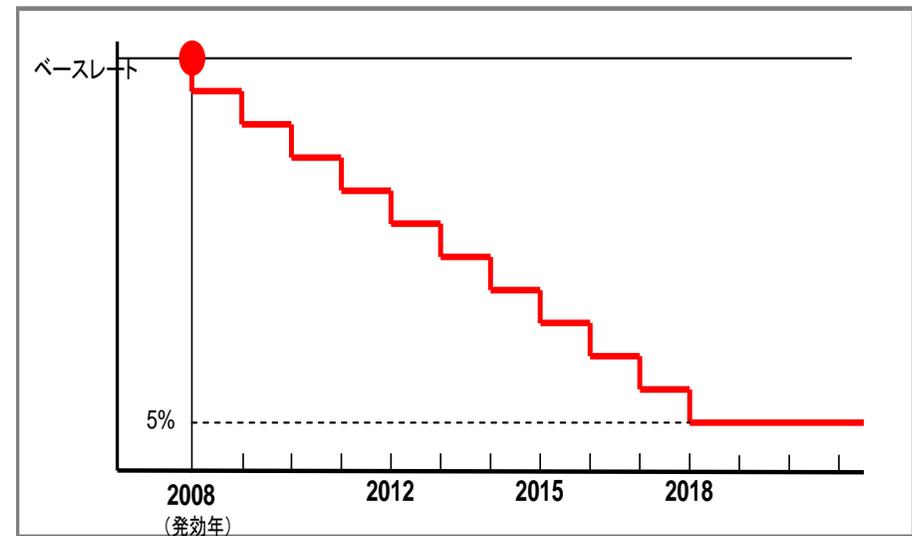
【各国共通事項】

- A: 即時撤廃(協定発効時に関税を撤廃)
- B_n: 段階的関税撤廃(n+1回に分割して段階的に関税撤廃)。(参照: 例①)
ただしCLMについてはBとのみ表記し、マトリックス表(後述)に従って撤廃。
- R: 関税削減(最終税率・削減方法の詳細は、各国ごとに異なる。段階的削減の場合は、上記B_nと基本的に考え方は同じ。)(参照: 例②)
- C: 関税維持
- X: 除外
- 年数の数え方: 発効年を1年目と数えるため、2008年発効の場合、2018年は11年目。
- 削減日: 第1回目の削減は協定発効時。第2回目以降の削減日は、以下のとおり。
<毎年の1月1日に削減する国> インドネシア・マレーシア・カンボジア
<毎年の4月1日に削減する国> ブルネイ・ラオス・ミャンマー・フィリピン・タイ・ベトナム・日本

例①: B5



例②: 「11分割して段階的に5%まで削減」



17. アセアン各国譲許表 早理解②

【ブルネイ】

- A, B3, B4, B6, B8, B10, C, Xについては、各国共通事項のとおり。
- 上記以外のオファーについては、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
R	(a)	9分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に5%まで削減

【カンボジア】【ラオス】【ミャンマー】

- A, C, Xについては、各国共通事項のとおり。
- B(関税撤廃)オファーの撤廃方法は以下のマトリックス表による。

X =ベースレート	下記の関税削減/撤廃は、ラオス、ミャンマーは各年4月1日、カンボジアは各年1月1日までに実施することとする。								
	2008	2011	2014	2017	2019	2021	2023	2026	
40% ≤ X	ベースレート	40%	30%	25%	20%	10%	5%	0%	
35% ≤ X < 40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%	
30% ≤ X < 35%	30%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%	
25% ≤ X < 30%	25%	20%	20%	15%	15%	10%	5%以下	0%	
20% ≤ X < 25%	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%以下	0%	
15% ≤ X < 20%	15%	15%	15%	10%	10%	10%	5%以下	0%	
10% ≤ X < 15%	10%	10%	10%	10%	8%	5%	5%以下	0%	
7% ≤ X < 10%	7%*	7%*	7%*	5%	5%	5%	5%以下	0%	
5% ≤ X < 7%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%以下	0%	
X < 5%	ベースレート								0%

※ただしミャンマーについては、表中の7%に該当する税率が7.5%の場合、7.5%のAJCEP税率を維持する事が可能。

- 上記以外のオファーについては、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
R	(a)	ベースレートを維持し、19年目に5%に削減

【インドネシア】

- A, B3, B7, B10, C, Xについては各国共通事項のとおり。
- 上記以外のオファーについては、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
B2*		2010年までに段階的に関税撤廃(年限撤廃※)
B3*		2011年までに段階的に関税撤廃(年限撤廃)
B4*		2012年までに段階的に関税撤廃(年限撤廃)
B5*		発効時に関税率を13%にし、2009年10%、2010年8%、2011年6%、2012年4%、2013年に撤廃
R	(a)	17分割して段階的に5%まで削減

【マレーシア】

- A, B3, B4, B5, B6, B7, B9, B10, C, Xについては、各国共通事項のとおり。
- 上記以外のオファーについては、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
B2*		発効時及び2009年はCEPTの関税率もしくは5%の低い方を適用、2010年に撤廃
B5*		発効時に関税率を20%にし、4年目に10%、6年目に撤廃
B7*		発効時に関税率を20%にし、6年目に10%、8年目に撤廃
B9*		2017年までに段階的関税撤廃(年限撤廃※)
B10*		発効時に関税率を15%にし、6年目に10%、8年目に5%、11年目に撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に10%まで削減
R	(c)	11分割して段階的に20%まで削減
R	(d)	発効時に関税率を50%にし、6年目に30%、11年目に20%まで削減

※年限撤廃：発効年に関わらず、関税撤廃年が決められているもの。

【フィリピン】

●A, B5, B7, B10, C, Xについては各国共通事項のとおり。その他は以下。

オファー	note	オファーの内容
B4*		ベースレートを維持し、5年目に関税撤廃(サドンデス)
B5*		発効時はベースレート、2年目より5段階で関税撤廃
B5**		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃(サドンデス)
B10*		発効時はベースレート、2年目より10段階で関税撤廃
B10**		5年目までベースレート維持、6年目より6段階で関税撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	発効時はベースレート、2年目に20%まで削減
R	(c)	ベースレートを維持し、9年目に5%まで削減

【ベトナム】

●A, B2, B4, B6, B8, B10, B15, B16, C, Xは、各国共通事項のとおり。

●上記以外の品目については、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
B5*		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃(サドンデス)
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃(サドンデス)
B10**	(a)	発効時に関税を2%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(b)	発効時に関税を3%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(c)	発効時はベースレート、2年目に1%、11年目に撤廃
B10**	(d)	発効時はベースレート、2年目に3%、11年目に撤廃
B15*		ベースレートを維持し、16年目に関税撤廃(サドンデス)
B16*		ベースレートを維持し、17年目に関税撤廃(サドンデス)
R1		ベースレートを維持し、18年目に5%まで削減
R2		ベースレートを維持し、16年目に50%まで削減
*		CKDIに該当する。越国内の分類に従う(実質的に存在しなくなったライン)

注: ベトナムに限り、MFN税率がAJCEP税率を下回った場合には、低い方の税率を適用する旨規定。

【タイ】

●A, B2, B3, B4, B5, B6, B7, B8, B10, C, Xは、各国共通事項のとおり。

●上記以外の品目は以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
B6*		ベースレートを維持し、7年目に関税撤廃(サドンデス)
B9*		ベースレートを維持し、10年目に関税撤廃(サドンデス)
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃(サドンデス)
R	(a)	11分割して段階的に10%まで削減
Q	(b)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを27%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(c)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを40%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(d)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを20%とし、11分割して段階的に関税撤廃
P	(e)	発効時にMFN税率と5%の低い方を適用し、6年目に関税撤廃
R	(f)	11分割して段階的に20%まで削減

【シンガポール】

全て即時撤廃のため、譲許表を作成せず。

参考:【日本】

●A, B5, B7, B10, B15, C, Xについては、各国共通事項のとおり。

●上記以外のオファーについては、以下のとおり。

オファー	note	オファーの内容
R	(f)	11分割して段階的に5%まで削減

※ note(a)~(e),(g)~(bb)については、農産品のオファーに該当するもののため、割愛。

原産地規則について

18.原産地規則について

原産地規則の考え方

原産地規則とは、ある製品が協定締約国の原産品であるか否か（製品が特恵を受ける資格を有するか否か）を特定するためのルール。

原産品とは(第24条)

(a) 完全生産品

- ・一ヶ国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された製品
- ・典型例は農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源

(b) 非原産材料を用いて生産される製品 (一般規則、品目別規則)

- ・第三国からの輸入部品・材料を一部又は全部用いて生産した製品の原産資格判定方法
- ・具体的な基準は以下の3種:
 - ①関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)
 - ②付加価値基準 (RVC: Regional Value Content)
 - ③加工工程基準 (SP: Specific Process rule)

(c) 原産材料のみから生産される製品

- ・他国から輸入した原材料を用いて生産された原産部品を含む(例えば、国内の部品サプライヤーで生産される部品と内作部品のみを用いて最終製品を製造する場合など。従って、最終製品には非原産の原材料は使用されていない)

※原産地証明書の申請に当たっては上記(a)~(c)のいずれに該当する原産品であるかを特定する必要があります。

一般規則と品目別規則について

日アセアン包括的経済連携協定では、非原産材料を用いて生産される商品の原産地規則は、

一般規則 と 品目別規則

があります。(一般規則の採用は日本が締結する経済連携協定の中では初めて)

原産性を得るためには、原則、一般規則を満たす必要がありますが、一部の商品についてはそれとは異なる規則(品目別規則)を満たす必要があります。

<一般規則>

域内原産割合(RVC) 40%

又は、関税番号が4桁の変更(CTH)

<品目別規則>

協定 **附属書2** に記載されています。

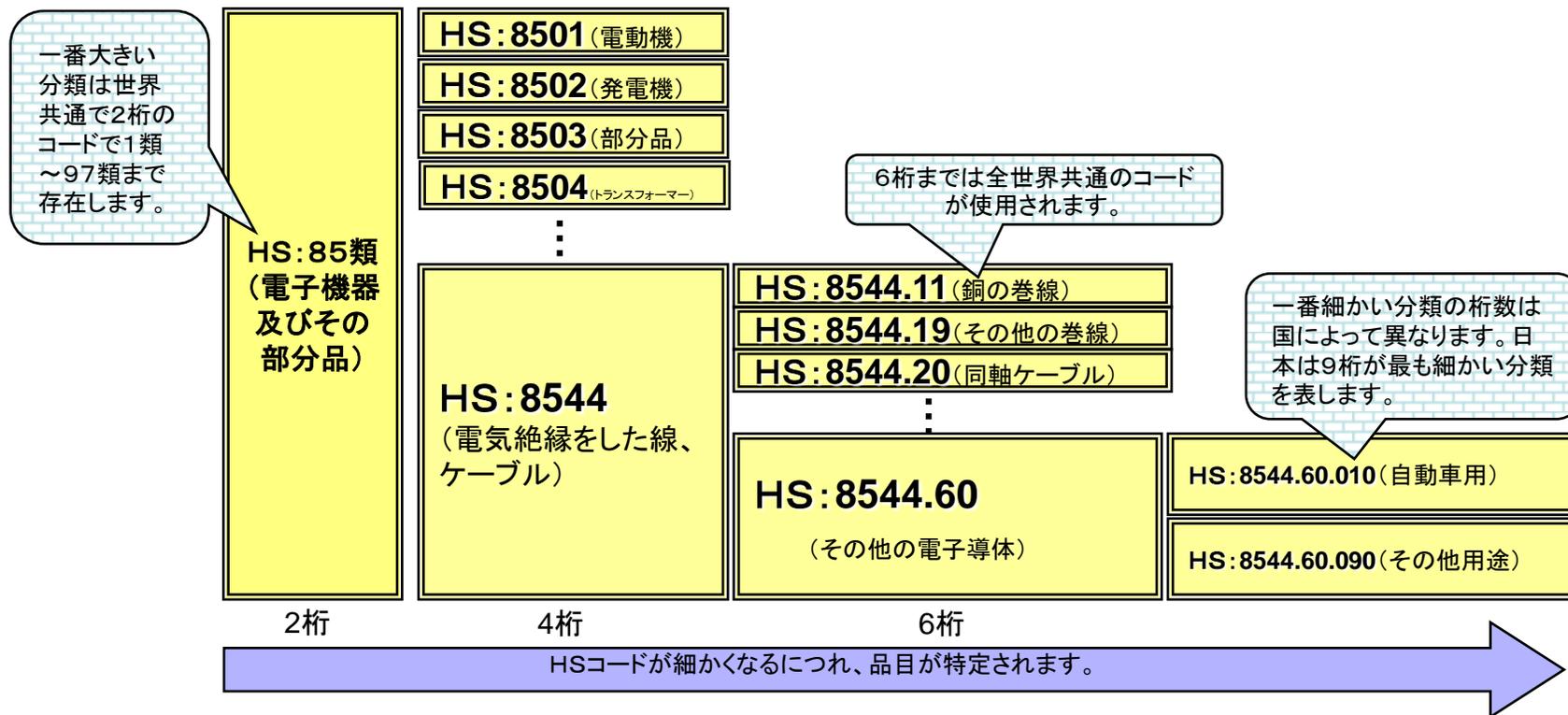
品目別規則に記載されている関税番号については、その規則を満たす必要があります。

したがって、輸出したい商品の関税番号と品目別規則を必ず確認してください。

関税番号(HSコード)とは

原産品判定のためにはまず製品の関税番号への確認が必要です。

●関税番号(HSコード)とは●



品目別規則の確認

		第八五類
	八五・四三	
八五四三・八一		
プロキシミ ティカード及 びプロキシミ ティタグ		
RVC 四十パーセント 又は、 CTH (第八五・四二項か らの変更を除く。)		

(b)非原産材料を用いて生産される産品の場合、

協定附属書2 品目別規則

を確認します。

例えば、最終産品が該当する関税番号が8542.10であり、該当する関税番号に左の記載があった場合、

[Red box]

= 付加価値基準

又は

[Blue dashed box]

= 関税番号変更基準

どちらかの要件を満たせば、原産品と認められます。

附属書2においてはすべての関税番号とそれに対応する品目別規則が記載されていません。該当する関税番号が附属書2に記載されていない場合、原産性と認められる要件は、

RVC 40%又は、CTH

となります。(協定第26条)

原産地規則の考え方

非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準

① 関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)

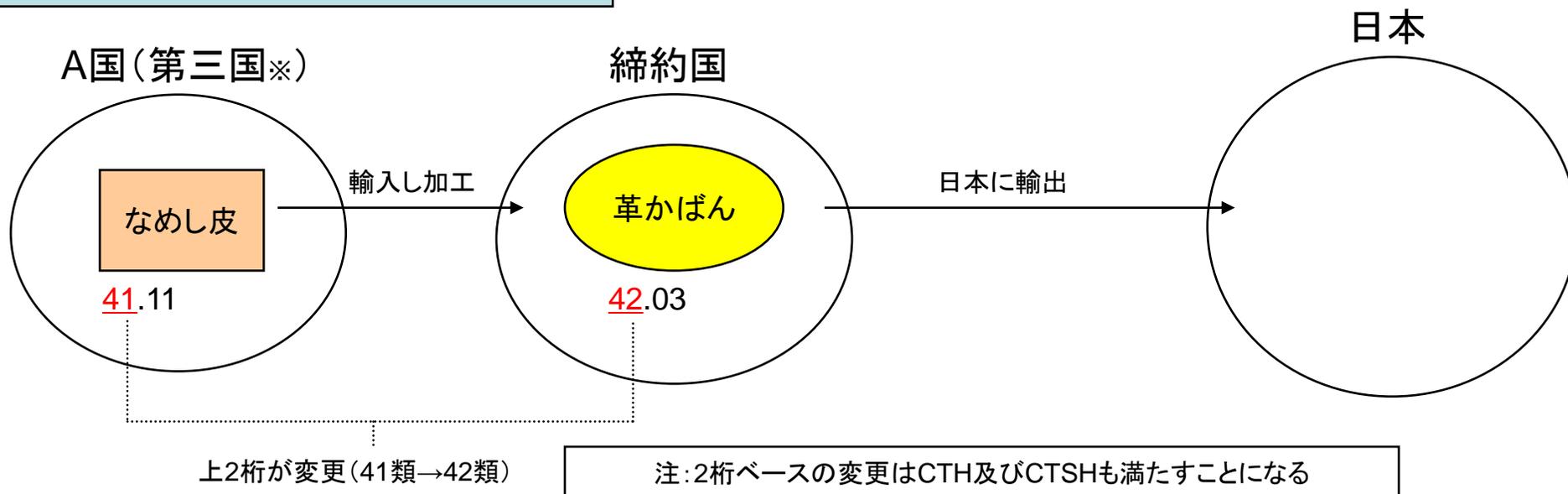
使用する非原産材料・部品について、関税番号での「桁数の変更」ルールを満たせば、生産される製品は原産品であると認められます。

CC (Change in Chapter: 類変更(上2桁変更))

CTH (Change in Tariff Heading: 項変更(上4桁変更))

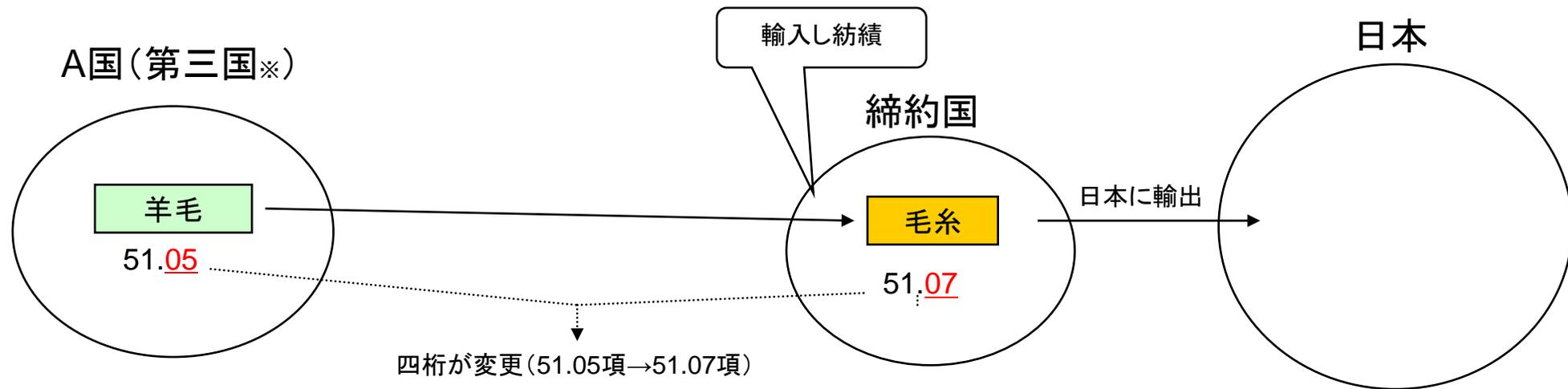
CTSH (Change in Tariff Sub-Heading: 号変更(上6桁変更))

1. 2桁レベルの変更 (CC) の例

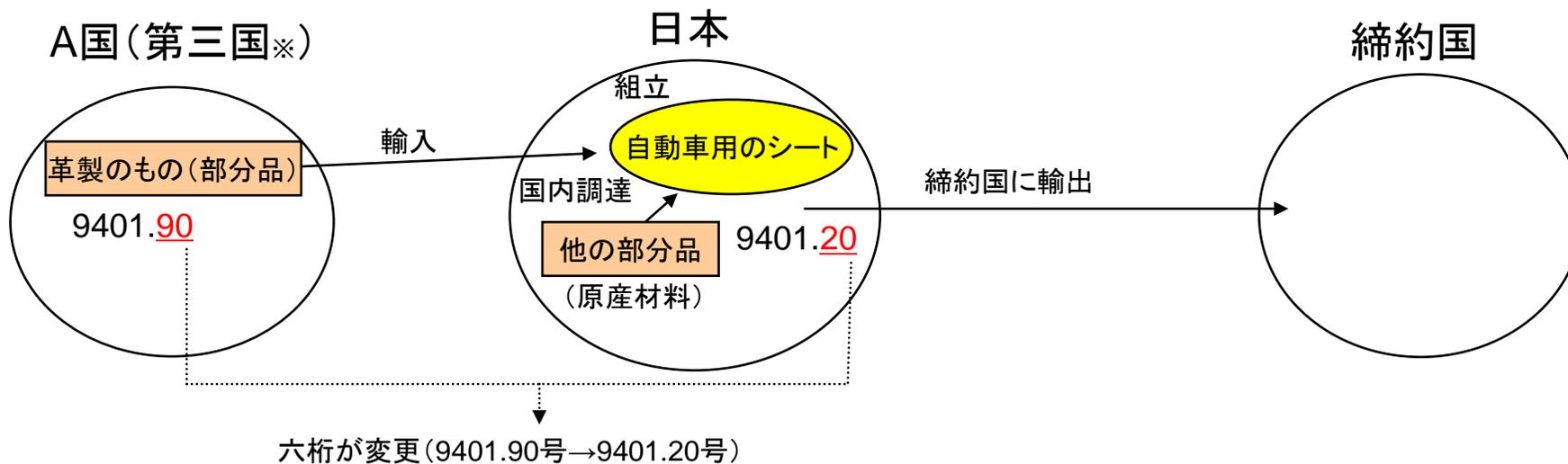


※第三国には、未締約のアセアン諸国を含む。

2. 4桁レベルの変更(CTH)の例



3. 6桁レベルの変更(CTSH)の例



○関税番号変更基準(CTC)は非原産の材料にのみ適用 → 原産材料は番号変更の有無を見る必要なし

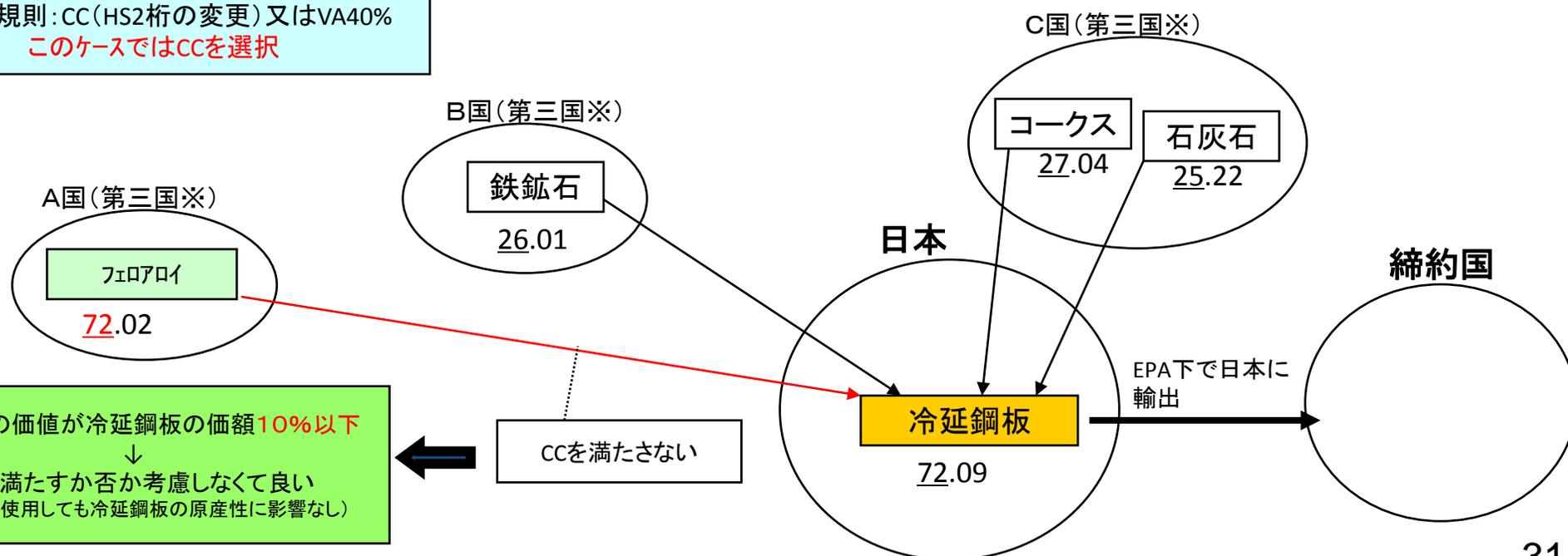
僅少の非原産材料(デミニマス規定:第28条)

○関税番号変更基準(CTCルール)の適用に当たり:

- ・CTCを満たさない非原産材料の価額の合計が製品の価額の10%以下(16類、19類、20類、22類、23類、28類～49類、64類～97類); 又は
- ・1803.10号、1803.20号、1805.00号については、製品の非原産材料の価額の合計が製品の価額の10%以下、2103.90号については、製品の価額の7%以下; 又は
- ・繊維製品(50～63類)については、CTCを満たさない非原産材料の重量の合計が製品の重量の10%以下の場合には、これらの非原産材料は考慮しなくてよい。

○この規定は上記以外の製品については適用されない。

品目別規則: CC(HS2桁の変更)又はVA40%
このケースではCCを選択



※第三国には、未締約のアセアン諸国を含む。

非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準

② 付加価値基準 (RVC: Regional Value Content)

締約国内における生産・加工等に伴い形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値(閾値)を超えた場合に、当該産品に原産資格を付与する方法です。

＜日アセアン包括的経済連携協定(第27条)では以下の方法で原産資格割合を計算＞

$$RVC(\%) = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(※) RVC: 原産資格割合(締約国における付加価値)

FOB: 製品の取引価額(本船渡しベース)

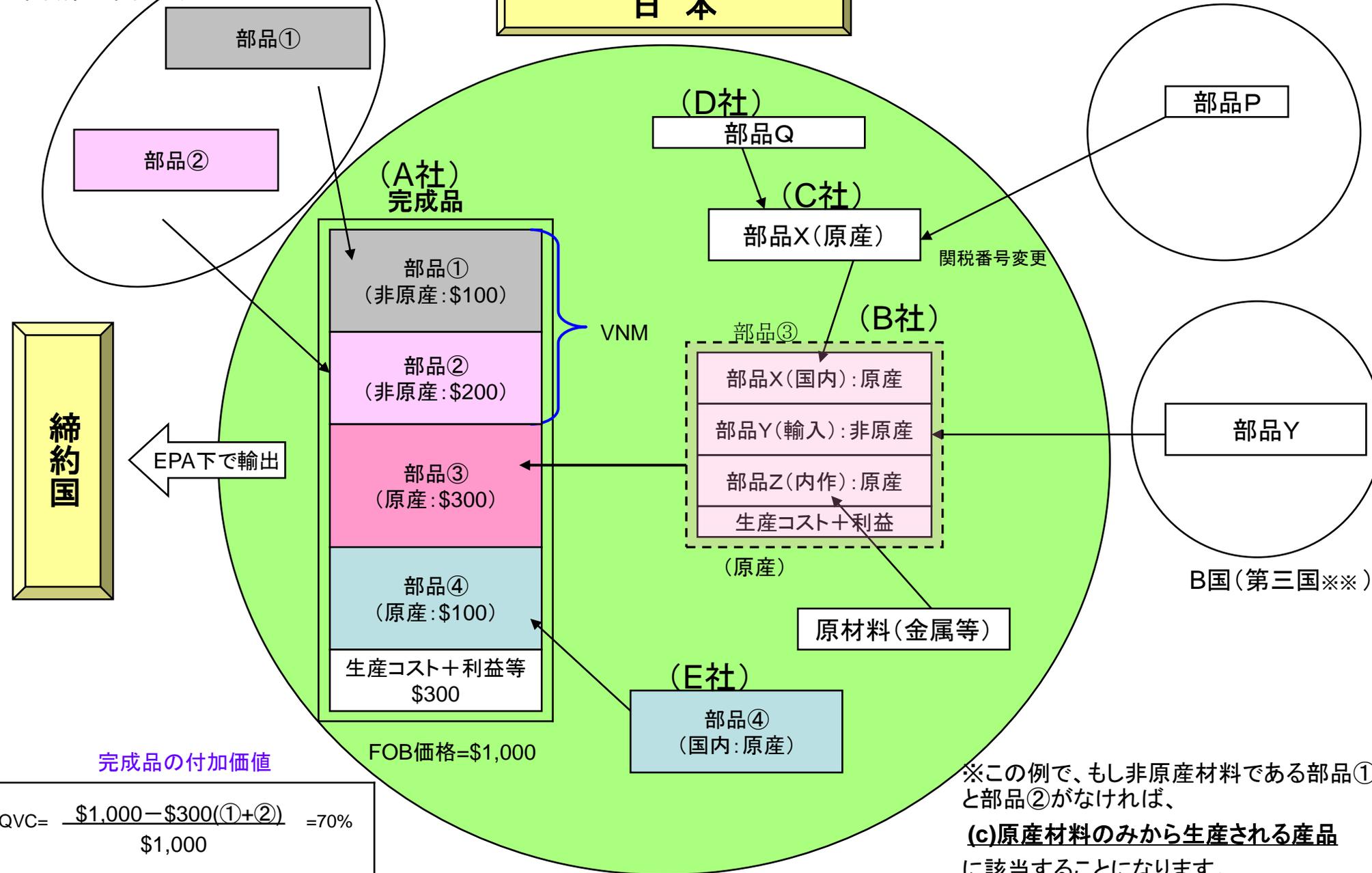
VNM: 非原産材料(第三国(未締約のアセアン諸国を含む)からの輸入部品等)の合計価額

RVCの閾値は原則40%

C国(第三国**)

日本

A国(第三国**)

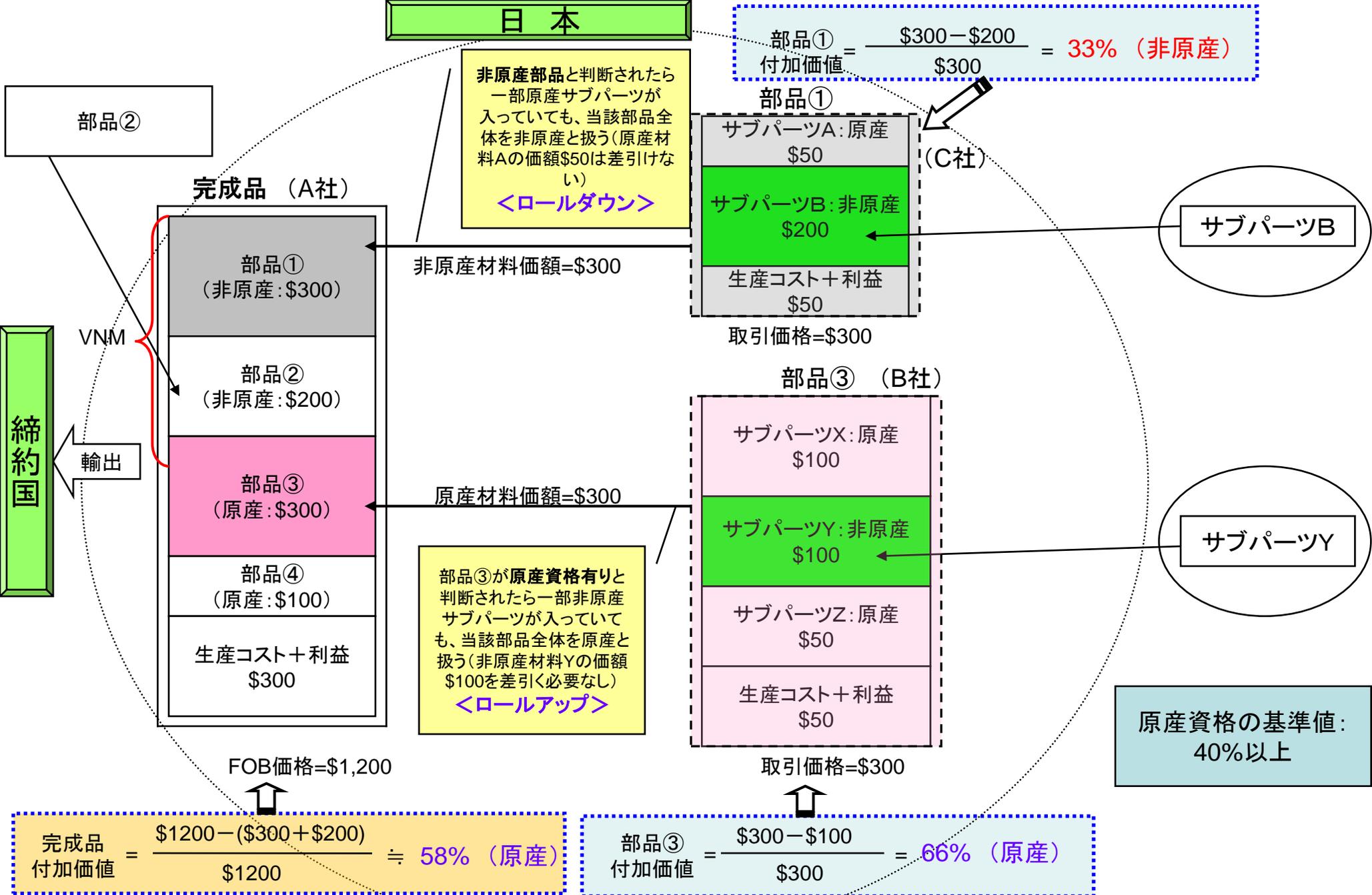


※この例で、もし非原産材料である部品①と部品②がなければ、
(c)原産材料のみから生産される産品
 に該当することになります。

※※第三国には、未締約のアセアン諸国を含む。

付加価値基準(RVC)の計算における非原産材料価額の扱い

- 非原産材料の価額＝CIFベース(不明な場合は国内での確認可能な最初の支払い価格)
- 輸出製品の生産に使用される原材料(国内調達パーツ等)の中に非原産材料(輸入サブパーツ等)が使われていたとしても、当該原材料が原産品と判断される場合にはこれを100%原産と扱って良く、従ってこの非原産材料の価額をVNMに加える必要はない。(27条5:ロールアップ)
- 原材料が原産か非原産か不明(unknown)、又は原産であることが立証不可能の場合は、非原産材料として扱う。
- 原材料が非原産と判断された場合には、たとえ当該非原産材料の中に締約国(日本又はアセアン諸国)原産の材料が含まれていたとしても、この原産材料の価額は考慮されない(原産部分を差し引くことなく、当該非原産材料の価額全体をVNMに含める)。(ロールダウン)

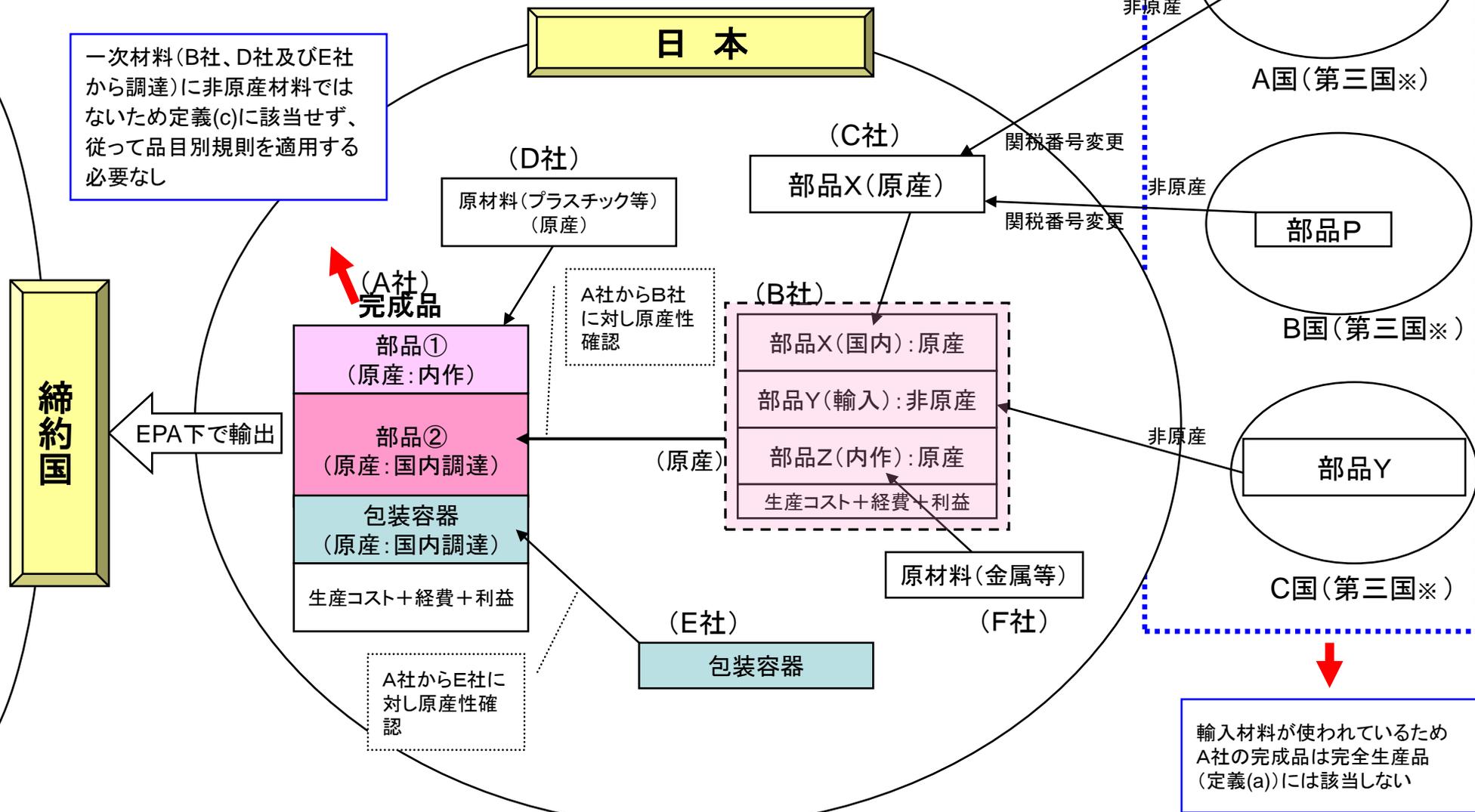


非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準

③ 加工工程基準

締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に、当該製品への原産資格を付与する方法。使用する材料・部品や、工程の内容を具体的に記述するのが特徴。

原産品の定義(c): 原産材料のみから生産される製品



A社の完成品は日本原産性を有する一次材料のみから生産されており、原産品の定義(c)に該当(品目別規則を満たすか否かを見る必要なし)。

※第三国には、未締約のアセアン諸国を含む。

原産地規則の考え方

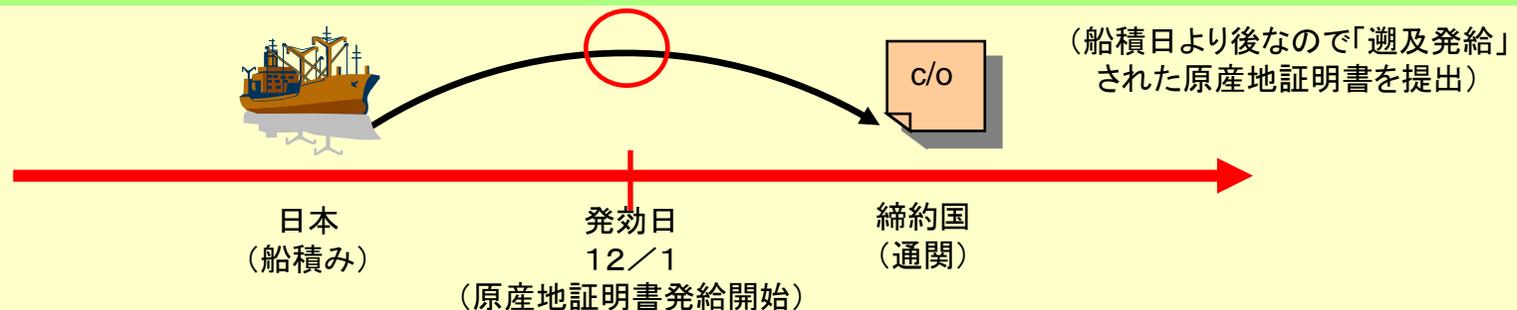
累積 (accumulation: 第29条) の規定

○アセアン締約国の原産品Xが、日本で生産される産品Yの材料として使用される場合、産品Yの原産資格の判定に際して、産品Xも日本の原産材料と見なすルール。

日アセアン包括的経済連携協定発効直後の経過措置について(「運用上の手続き規則」規則7)

○協定発効時に相手国へ輸送中の産品又は一時蔵置されている産品のための経過規定

- ・日アセアン包括的経済連携協定の効力発生の日において、日本からアセアンの締約国に輸送中又は同締約国の保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特惠待遇については、遡及発給された原産地証明書(ただし、船積み後、12ヶ月以内に限る。)を同締約国の国内法令に従って、同締約国の税関に提出の上、特惠関税を要求することができる。

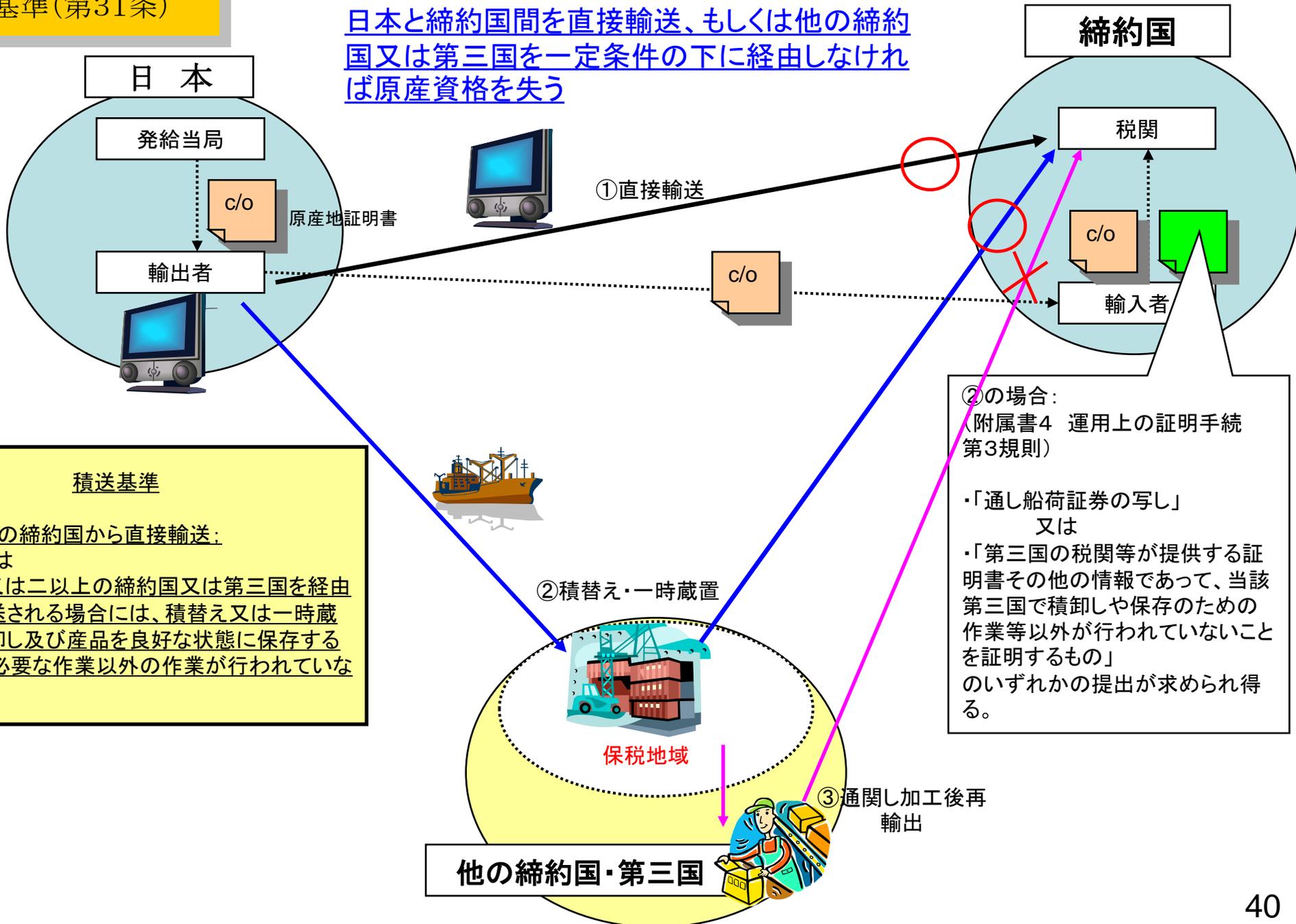


原産地証明書の記載について

- HS条約は2007年1月に改訂。我が国でも2007年1月1日よりこれを施行。従って現在、輸出入申告やインボイス作成等通常の貿易手続きでは2007年版HSを使用。
- 他方、日アセアン包括的経済連携協定は改訂前の2002年版HSで合意・締結されており、同協定に基づく原産地証明書上求められるHS番号の記載は2002年版HSに基づき行う。
- 日アセアン包括的経済連携協定において、日本が発給する原産地証明書にはFOBを記載しないが、アセアン締約国が発給する原産地証明書には輸出国当局が求める場合にはFOBを記載する必要がある。

積送基準(第31条)

日本と締約国間を直接輸送、もしくは他の締約国又は第三国を一定条件の下に経由しなければ原産資格を失う



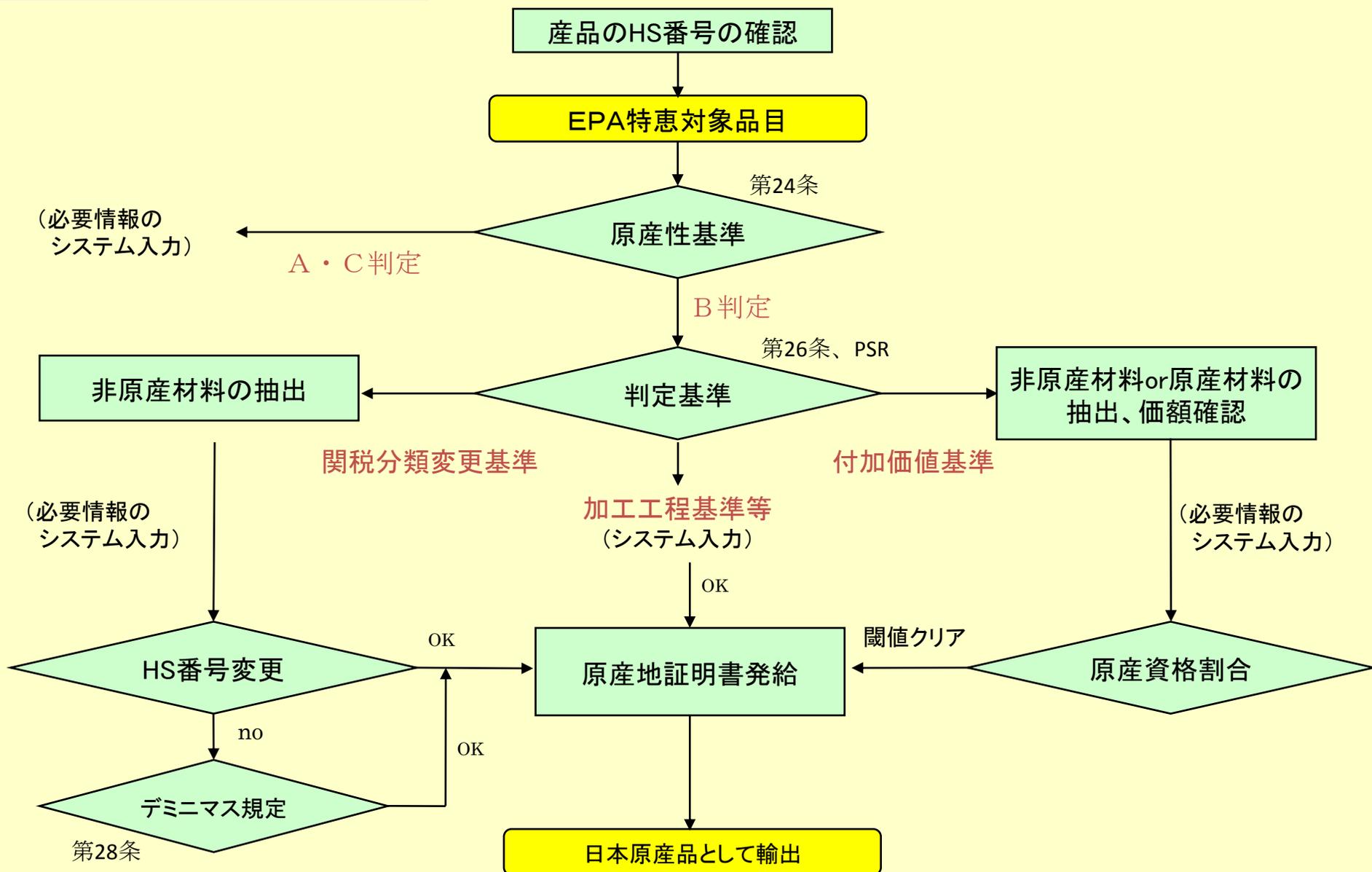
積送基準

(a)他方の締約国から直接輸送:
又は

(b)一又は二以上の締約国又は第三国を経由して輸送される場合には、積替え又は一時蔵置、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと

②の場合:
(附属書4 運用上の証明手続
第3規則)

- ・「通し船荷証券の写し」
又は
- ・「第三国の税関等が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国で積卸しや保存のための作業等以外が行われていないことを証明するもの」
のいずれかの提出が求められる。



※第26条及び附属書2（品目別規則）以外に、第27条～第35条の個別に適用する規則に適宜従う必要がある。

原産地規則の考え方

原産地規則章(日アセアン包括的経済連携協定第三章)の構成

第23条 定義

第24条 原産品(完全生産品、関税分類番号変更基準、付加価値基準等)

第25条 完全に得られ、又は生産される産品(完全生産品)

第26条 完全には得られず、又は生産されない産品(完全生産品ではない原産品)

第27条 域内原産割合の算定

第28条 僅少の非原産材料

第29条 累積

第30条 原産資格を与えることとならない作業

第31条 直接積送

第32条 こん包材料及びこん包容器

第33条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

第34条 間接材料

第35条 同一の又は交換可能な材料

第36条 運用上の証明手続

第37条 原産地規則に関する小委員会

別添(附属書2) 品目別規則(PSR)

- ・HS条約で定めている関税番号ベースで品目別規則を規定。

別添(附属書3) 情報技術製品

別添(附属書4) 運用上の証明手続

- ・原産地証明書の必要記載事項を規定。

運用手続(IR:協定とは別途、原産地規則や証明手続の具体的な実施運用手順を定めた文書)

- ・原産地証明書の申請、発給についての詳細な手続き、原産地証明書の様式等について記載。

原産地規則 詳細解説

実務に有用と考えられる手続や情報等をまとめています。

- AJCEPにおける累積の考え方(二国間EPAとの違い)
- 累積の立証に必要な資料
- Back-to-back COの運用
- 繊維製品の原産地規則(2工程ルール)
- AJCEPにおけるASEAN諸国の運用体制状況
- ASEAN+1のPSR比較概要

締約国Bの原産材料(原産部品)を用いて締約国Aで完成品を生産し、それを締約国Aから他の締約国に原産品として輸出する場合:

累積規定により、締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料として扱うことが可能。

○ 付加価値基準(RVC) の下では:

・締約国Bからの原産材料(例えば締約国Bで輸入材料を用いて生産され、AJCEP協定下の原産地ルールを満たして原産品となった部品)の価額を製品のFOB価格から控除する必要なし(当該材料の価額は締約国Aの原産材料としてカウントできる)。

・なお、仮に締約国Bからの材料が原産品でなかった場合、たとえ締約国Bで人件費等付加価値をつけていたとしても、これは締約国Aでの付加価値計算に当たり考慮されない(非原産材料の価額(輸入価格)を製品のFOB価格から控除する)。

○ 関税番号変更基準(CTC) の下では:

・締約国Bからの輸入材料であっても、これが原産材料の場合は締約国Aの原産材料とみなせるので、当該材料についてCTCを適用する必要なし。

AJCEPにおける累積

AJCEP

アセアン以外の国

CC: HS 2ケタの変更
CTH: HS 4ケタの変更

アセアンB国

革製材料 (4205)のPSR :
CC

特定の形状に裁断

革製材料
(HS 4205)

(4113→4205:CC)
アセアンBの原産品となる



原皮
(HS 4103)

なめし皮
(HS 4106)

革
(HS 4113)

アセアンA国

累積

日本

特定の形状に裁断

X社
革製材料
(HS 4205)

(4113→4205:CC)
アセアンAの原産品となる

(原産材料から製造)

Y社

革製バッグ
(HS 4202)
縫製



Z社

革製バッグ
(HS 4202)
縫製



(原産材料から製造)

二国間EPAにおける累積

CC: HS 2ケタの変更

CTH: HS 4ケタの変更

アセアン以外の国

原皮
(HS 4103)

なめし皮
(HS 4106)

革
(HS 4113)

アセアンB国

特定の形状に裁断

革製材料
(HS 4205)

非原産材料

革製材料 (4205)のPSR:
CC

<日本-アセアンA国 の二国間EPA>

アセアンA国

日本

(非原産材料からの製造でありPSRを適用する必要あり)

革製バッグ (4202)のPSR:
CC

特定の形状に裁断

X社
革製材料
(HS 4205)

(4113→4205:CC)
アセアンAの原産品となる

Y社
革製バッグ
(HS 4202)
縫製

Z社
革製バッグ
(HS 4202)
縫製

(原産材料から製造)

(4205→4202:CTH)

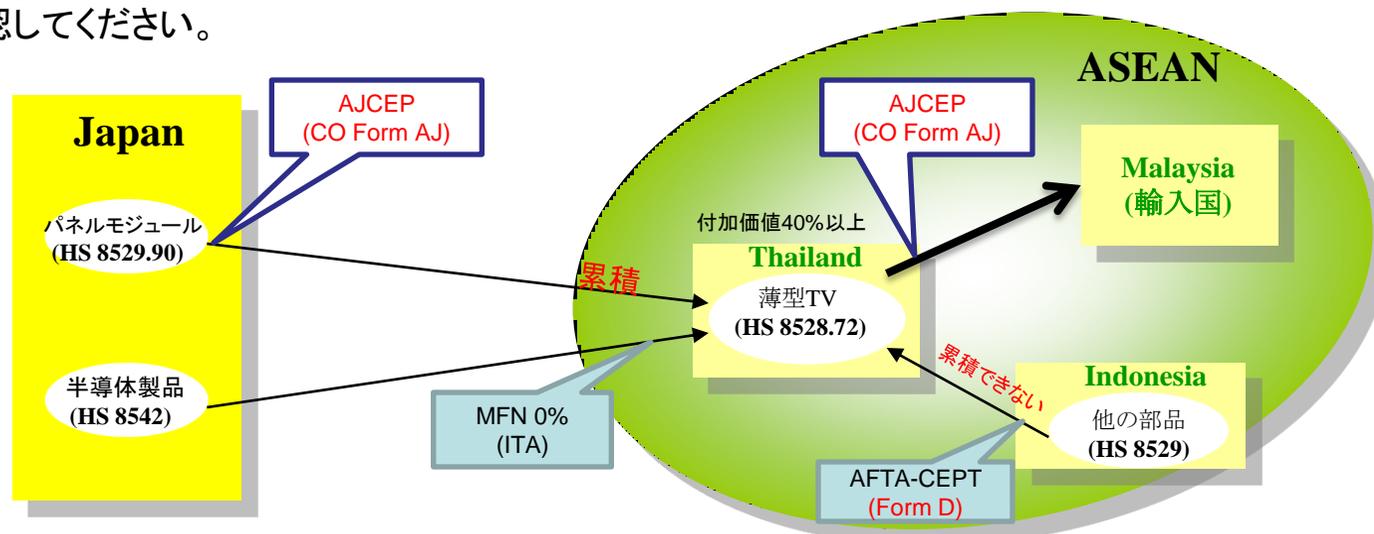
累積規定適用の際の原産資格立証資料

累積規定の適用にあたり、他の締約国の材料の原産資格を立証する資料として何が必要か？

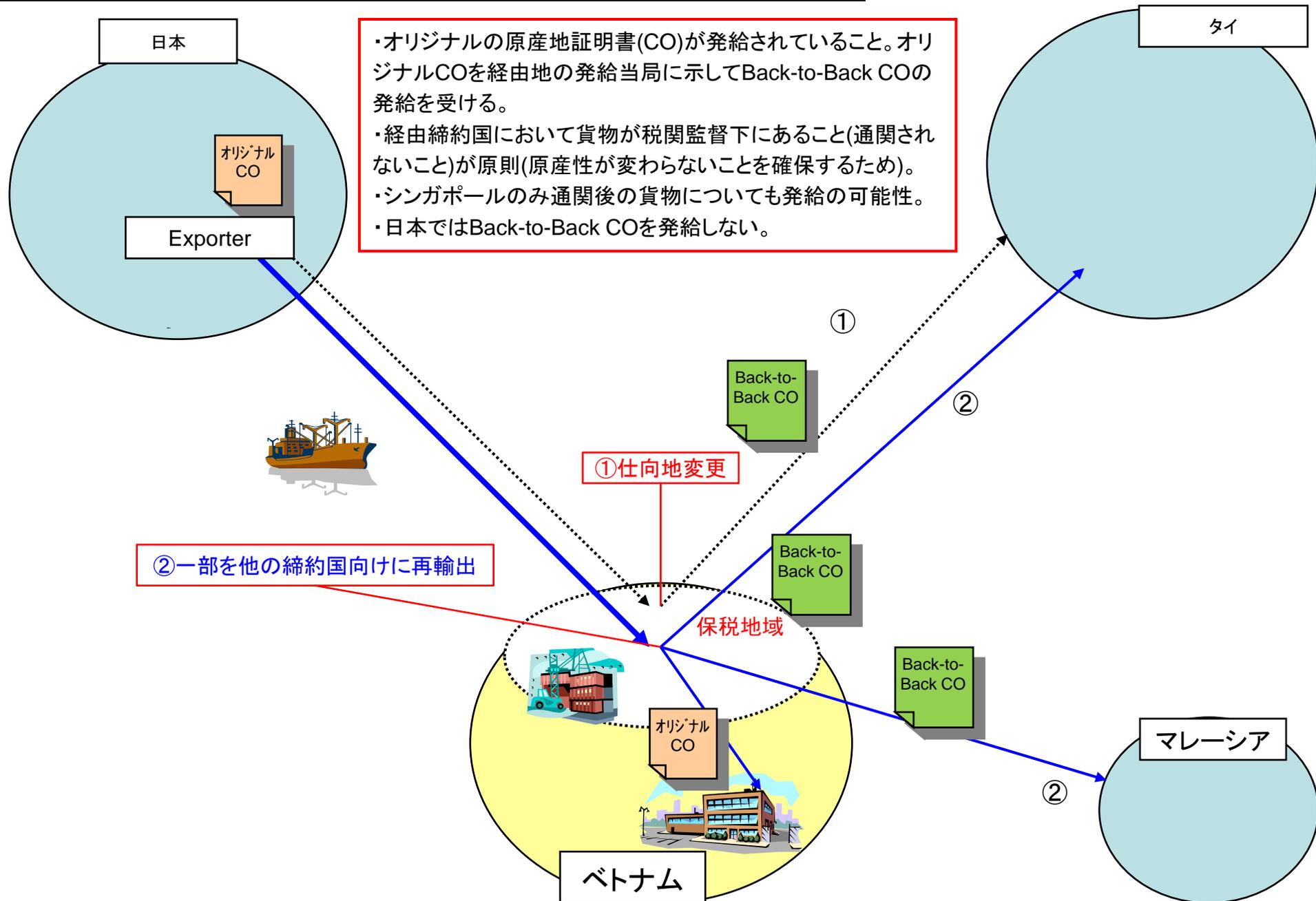
●ASEAN各国の基本的な考え方は、累積に用いる他国の材料の原産資格を立証するには、輸出される製品と同じ協定下での原産地ルールを満たしたことを証明する原産地証明書が必要というもの。すなわち、AJCEP協定下での原産資格を立証するためには、原材料が輸出される締約国で取得したAJCEP協定の原産地証明書(フォームAJ)が必要。(下図のケースでは、タイで薄型テレビにかかるフォームAJを発給申請する際、累積されるパネルモジュールの原産性を立証するため、当該パネルモジュールに対する日本発給のフォームAJをタイの発給当局に提示)

●ASEAN地域には日本との二国間EPAをはじめ複数のFTA/EPAが存在し、異なる協定であってもある製品についての原産地ルールを比較すると同様のルールが規定されている場合がある(例えばテレビ部品にかかる付加価値基準の要求値は、AJCEP協定下では「VA40%」、AFTA-CEPTも同様に「VA40%」)。こうした場合でも、AJCEP協定下で累積を用いる際には、材料についてはフォームD等他のFTA下での原産地証明書ではなく、AJCEP協定下での原産地証明書(フォームAJ)を取得し、製品(例えばテレビ完成品)の原産資格を判定する際に、累積の立証資料として用いる必要あり。

※但し、いかなる資料を立証資料として要求するかの実際の運用は各国で異なることもあり得るため、輸出締約国の原産地証明書発給当局に確認してください。

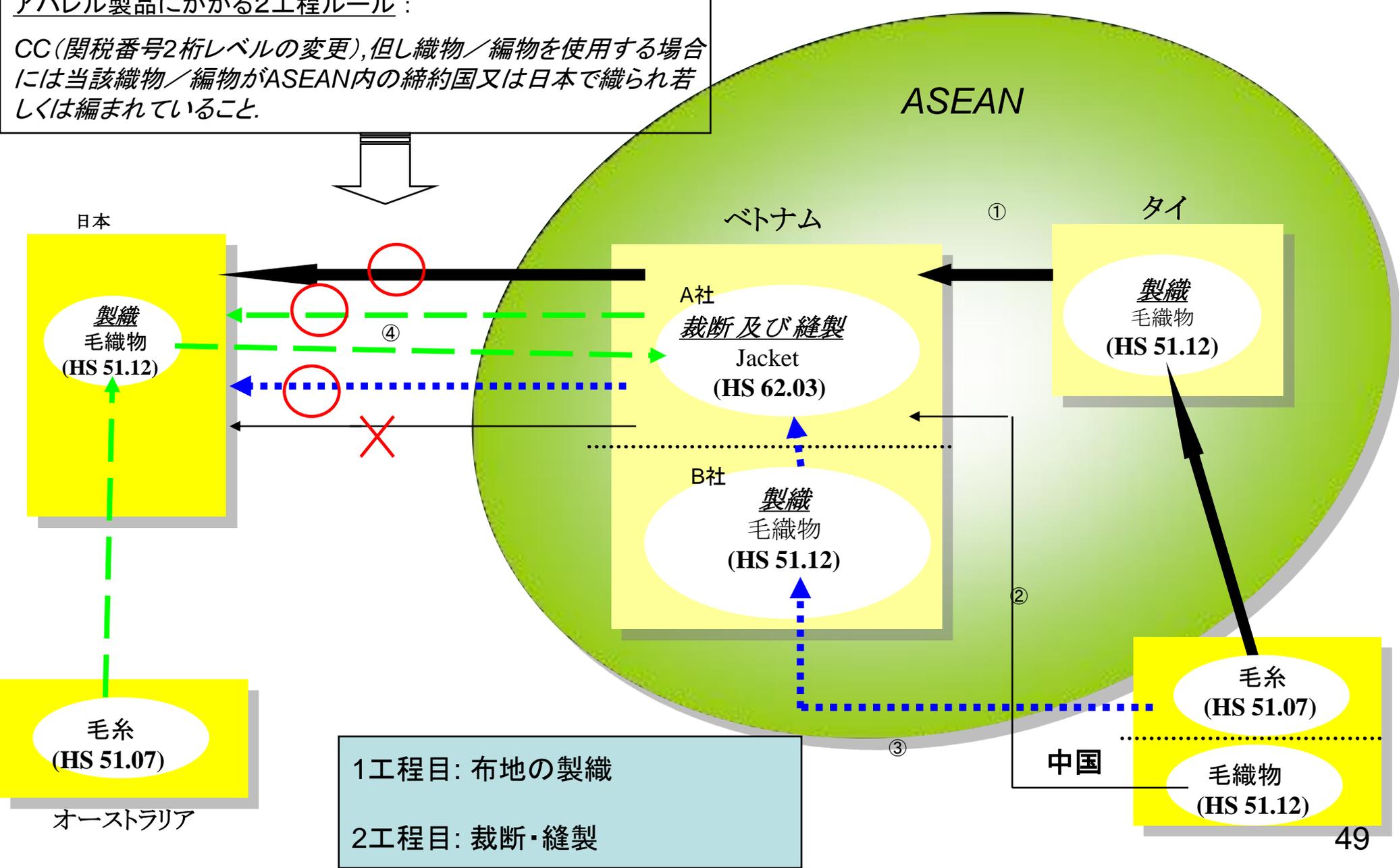


AJCEP協定におけるBack-to-Back 原産地証明書



繊維製品の原産地規則(2工程ルール①)

アパレル製品にかかる2工程ルール：
CC(関税番号2桁レベルの変更),但し織物／編物を使用する場合には当該織物／編物がASEAN内の締約国又は日本で織られ若しくは編まれていること。



繊維製品の原産地規則(2工程ルール②)

(事例)ベトナムでのアパレル製造と1工程目(織り／編み)の立証

- 布地が原産品の場合
 - ・ 布地に対する原産地証明書(フォームAJ)
- 布地の原産地証明書が取得できない場合(織り／編み工程のみでは布地は原産品とならない)
 - ・ 1工程目の加工を立証するための輸出者／生産者による宣誓書等

※詳細は締約国の原産地証明書発給当局に確認してください。

「累積」という規定のもつ意味

(例)日本で織った布地をベトナムに持ち込み裁断・縫製、アパレルを日本に輸出というケース(日本での1工程目とベトナムでの2工程目を合わせて2工程ルールを満たす)において、これを「累積」と言えるか？

- 協定上、“累積”とは、他の締約国の「原産品」を自国の原産品とみなす規定
「累積＝原産品たる布地を用いる」→アパレルが原産地ルール(2工程)を満たすか否かみる必要なし
→布地が原産品であることの立証を求められる
→布地について日本での原産地証明書の取得が必要
- 輸入糸を用いて1工程(織り／編み工程)のみを行った布地はAJCEP協定上の原産品とはならない
(※布地が原産品となるには織り／編みに加え染色(生機の場合は糸の紡績)が必要)
「布地は非原産材料＝累積ではない」→アパレルが原産地ルール(2工程)を満たす必要あり
→日本で布地の原産地証明書は取得できない
→宣誓書等により1工程目を立証

デミニマス(第28条)の適用範囲

- デミニマスとは原産地ルールを満たすことのできない材料の使用を一定範囲で認める規定
 - ・ 繊維製品の場合、こうした材料の総重量の割合が輸出製品の重量の10%を超えないこと
 - ・ 原産地ルールの対象とならない材料はデミニマスの対象ともならない(※)

※ボタン、ファスナー、ワイヤー、ホック等の材料は繊維製品の原産地ルールの対象とならず、従ってデミニマス値にカウントする必要なし

(参考)AJCEP協定と二国間協定

- 繊維製品に適用される原産地ルールはAJCEPと二国間協定とで基本的に同じだが、ASEAN各国での五月雨式なAJCEP協定発効により以下の注意点あり。
 - ・ AJCEP協定では「締約国」間で2工程ルールを満たす必要。従ってAJCEP未発効国(現時点ではインドネシア、フィリピン、カンボジア)での1工程目はカウントされない。
 - ・ 日タイ、日マレーシア、日インドネシア、日ベトナム(未発効)等の二国間協定ではこうした制限はなく、いずれのASEAN加盟国での1工程目も一定条件を満たすことにより、これをカウントできる。

AJCEP協定のASEAN諸国における運用に関する参考情報(平成21年6月5日現在)

未定稿

	タイ	マレーシア	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ブルネイ	シンガポール	ラオス	ミャンマー	カンボジア
発効状況	発効	発効	(未発効)	(未発効)	発効	発効	発効	発効	発効	(未発効)
EPA税率(AJCEP)の適用	○	○			○ (6月12日より適用予定) ※適用開始前までに通関し、過払いがあった貨物については関税が還付される見込み	○	○	未適用 (国内手続中)	未適用 (国内手続中)	
関税還付／許可前引取(税関)	関税還付	関税還付	許可前引取 (Bond: 1年以内)		関税還付 (30日以内)	関税還付 (1年以内)	関税還付	なし		
CO上のHS番号が2002版(税関)		受理	受理		受理			受理		
Back to Back COの受理(税関)	○	○	○		○	○	○			
Back to Back COの発給	○ 税関監督下にあるものに限る	○	○ 税関監督下にあるものに限る(輸出加工区含む)		○ 税関監督下にあるものに限る(輸出加工区(EPZ)含む)	○ 税関監督下にあるものに限る	○ 通関後の貨物でも実質的な加工が行わなければ発給する	○		
AJCEP累積の立証資料	・フォームAJ	・フォームAJ	・フォームAJ		・フォームAJ ・フォームD(※) ・日越EPA(二国間)のCO(※) ・インボイス(原産情報記載されている場合) (※)原産地ルールがAJCEPと同じ場合に限る	・フォームAJ ・日文EPA(二国間)のCO(※) (※)原産地ルールがAJCEPと同じ場合に限る	・フォームAJ			

・フォームAJとはAJCEPにおいて発給される原産地証明書(CO)
・フォームDとはAFTA-CEPTにおいて発給される原産地証明書(CO)

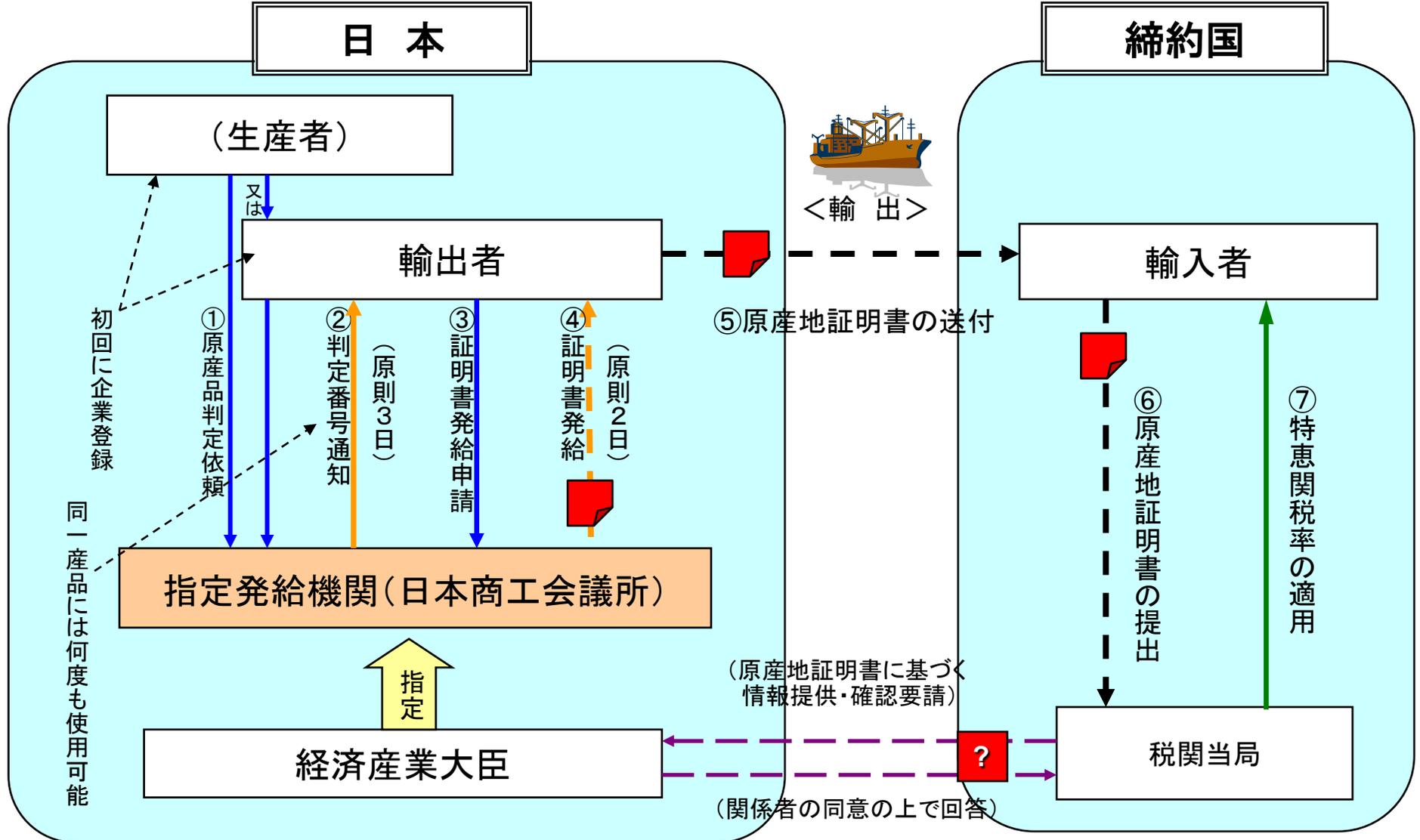
※上記は現時点で知り得た情報に基づく参考資料であり、実際の協定利用に当たっては協定を参照し、個別ケースでの運用手続については当該締約国当局に確認してください(今後の確認等により内容が変わり得ます)。

ASEAN+1のPSR比較概要

	日・ASEAN	韓・ASEAN	中・ASEAN	AFTA(CEPT)	豪NZ・ASEAN(未発効)
一般規則	CTH or VA 40%	CTH or VA 40%	VA 40%	CTH or VA 40%	CTH or VA 40%
ツナ缶 (1604.14)	CC, 但し原料のツナは 原産品であること	CTH or VA 40%	VA 40%	CC or VA 40%	CC or VA 40%
パイナップル ジュース (2009.41)	CC	CC, 但し原料のパイナップルは完全生産品である こと	VA 40%	CC or VA 40%	CC or VA 40%
合繊織物 (55類)	・糸の紡績 + 製織; ・糸の染色 + 製織; or ・製織 + 染色	CTH or VA 40%	VA 40%	CTH ; or VA 40%; or 糸又は未漂白の織物からの 変更(染色等)	CTH ; or 未仕上げの織 物から染色による使用可 能な織物への変更
アパレル (61~62類)	製織／製編 + 裁断・ 縫製(CC) (2工程)	CC (裁断・縫製) or VA 40% (1工程)	VA 40% or 裁断・縫製 (1工程)	CTH ; or VA 40%; or 裁断・縫製 (1工程)	CC (裁断・縫製) or VA 40% (1工程)
鉄鋼フラットロール (7210.30)	CC or VA 40%	CTH or VA 40%	VA 40%	・Products from 7208: CTH except 7208 and 7211; or VA 40% ・Products from 7209: CTH except 7209 and 7211; or VA 40%	CTH except from 7208, 7209 or 7211; or VA 40%
エンジン (8407.34)	VA 40%	CTH or VA 40%	VA 40%	VA 40%	CTH or VA 40%
テレビ HS02(8528.12) HS07(8528.72)	VA 40%	CTSH or VA 40%	VA 40%	CTSH or VA 40%	CTH; or VA 40%; or CTSH and VA 35%
液晶モジュール (8529.90)	CTH or VA 40%	CTSH or VA 40%	VA 40%	CTH or VA 40%	CTH or VA 40%
乗用車 (8703.23)	VA 40%	VA 45%	VA 40%	VA 40%	VA 40%
ギヤボックス (8708.40)	VA 40%	CTH or VA 40%	VA 40%	VA 40%	VA 40%

原産地証明書の手続き

原産地証明書の利用までの流れ



第三国発給インボイスのケース

(第三国でインボイスが発行され、原産地証明書発給時に当該インボイスの番号がわからない場合の原産地証明書への記載方法)

※詳細は運用手続規則(IR)別添(ATTACHMENT 2 CO FORMAT FOR JAPAN)の記載注意事項参照 → 外務省のウェブ参照

・発給される原産地証明書上の記載が下図のようになることを認識の上、発給申請(ウェブ上)の段階で必要事項を入力
→ 発給される原産地証明書の該当欄に必要事項が自動的に記載される

原産地証明書の様式

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country)		Reference No THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) FORM AJ Issued in Japan		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)				
3. Means of transport and route (as far as known) Shipment date Vessel's name/Aircraft etc. Port of discharge		4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
5. Item number (as necessary); Marks and numbers of packages; Number and kind of packages; Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party at 6-digit level)		6. Preference criteria (see Notes overleaf)	7. Quantity (gross or net weight or other quantity)	8. Number and date of invoices
9. Remarks <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Issued Retroactively				
10. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (Importing Country) Place and date, printed name, signature and company of authorised signatory			11. Certification Place and date, printed name, signature and stamp of Competent Governmental Authority or Designee	

第9欄:
第三国においてインボイスが新たに発行される旨(第三国でインボイスを発行する者の情報含む)を記載

第4欄:
アセアン締約国の税関等が使用(原産地証明書発給時は空欄)

原産地証明における義務と検認への対応について

○原産品でなかったこと等の通知義務(協定附属書4第2規則、原産地証明法第6条)

証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと等、申請の内容と事実が異なることがわかった際には、遅滞なく書面により通知する義務が生じますので、まず申請先の発給機関にご相談下さい。

○書類の保存義務(協定附属書4第5規則、原産地証明法第7条)

原産品であることが事実であることを証明するための書類を、当該証明書の発給を受けた日以降、3年間保存する義務がありますのでご注意ください。

○原産品であるか否かについての確認(Verification)への対応(協定附属書4第6規則、第7規則、原産地証明法第30条)

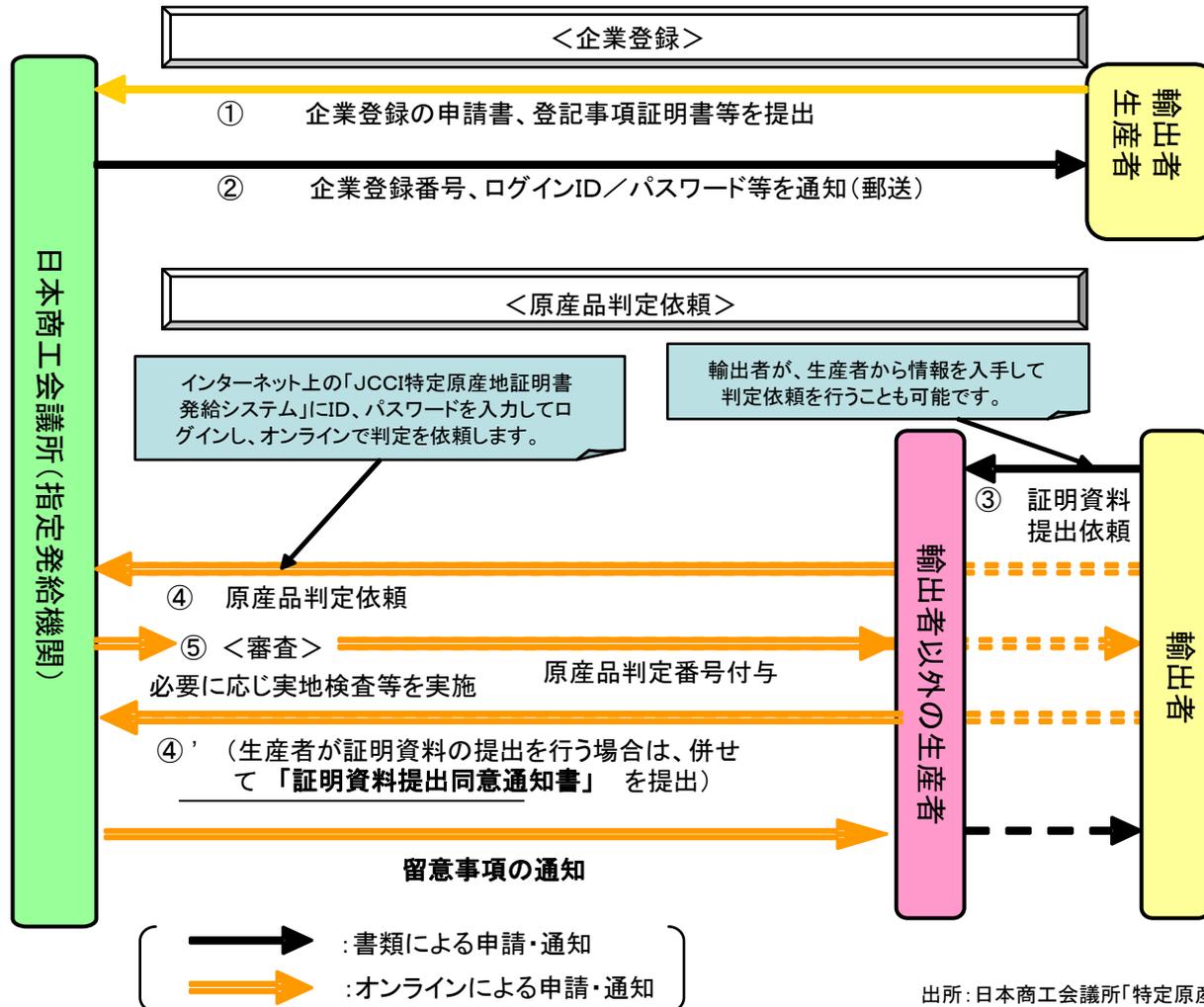
アセアン締約国の税関等は、輸入される貨物が原産品に当たるか否かについて情報提供を要請することになっています。また、日本政府当局が、アセアン締約国の関係職員の立会の下に、生産者施設を訪問して情報収集することを要請できます。この要請への対応は任意ですが、回答しないと特惠関税適用が拒否される可能性があります。

原産地証明書の手続き

原産地証明書発給手続き(1)

<企業登録から原産品判定依頼まで>

<「JCCI特定原産地証明書発給システム」をご利用の場合>

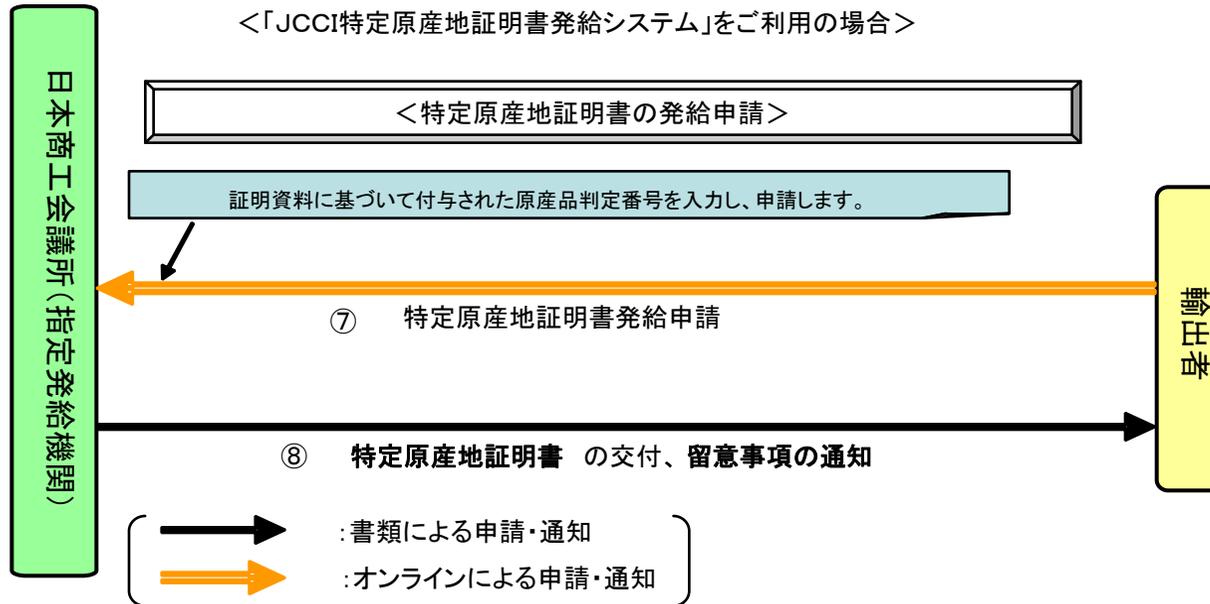


出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

原産地証明書の手続き

原産地証明書発給手続き(2)

<発給申請>



出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

19. 問い合わせ先・ホームページ

問い合わせ先

AJCEP協定(概要・全般)について

経済産業省通商政策局経済連携課

TEL: 03-3501-1700 FAX: 03-3501-5909

E-mail: epa-soudan@meti.go.jp

貿易全般について

JETRO

東京: 貿易投資相談センター

貿易投資相談課

TEL: 03-3582-5171

大阪: 大阪本部貿易投資相談センター TEL: 06-6447-2307

特定原産地証明書の発給について

〈東京〉日本商工会議所国際部

特定原産地証明書発給アドバイザー

TEL: 03-3283-7850 FAX: 03-3216-6497

tokuteico@jcci.or.jp

〈大阪〉日本商工会議所大阪事務所

特定原産地証明書発給アドバイザー

TEL: 06-6944-6216 FAX: 06-6944-6232

tokuteico@jcci.or.jp

上記本部以外にも全国21カ所に地方事務所があります。お近くの事務所へお問い合わせください。

経済産業省 貿易経済協力局 原産地証明室

TEL: 03-3501-0539 FAX: 3501-5896

ホームページ

経済産業省 AJCEPのページ

追加情報、FAQ、概要、条文等が見ることができます。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/2-torikumi3-asean.html

※外務省AJCEPのページへのリンクもされています。

外務省 AJCEPのページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html

(AJCEP・Agreement)

<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.html>



AJCEPを利用し日本で輸入を検討される方は併せて税関ホームページをご参照ください。

経済連携協定(FTA/EPA)

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm